

研究通信

No. 112

1978年8月刊
村落社会研究会
事務局

宇都宮大学教育
学部社会学研究室
(宇都宮市峰町350)

地区研究会報告

共通課題「農村自治—史的展開と現状—」をめぐる、各地区ごとの研究会は、つきのような要領によって実施された。

○関東地区第三回研究会

六月一〇日・於農業技術研究所

中野芳彦「千葉県の『産直』運動」

高橋正郎「地域農業の再編と自治体農政」

○関西地区第一回研究会

七月一日・於京都文化芸術会館

熊谷開作「『むら』解体の法的契機

（明治初年から同中期までを中心にして）

○東北地区第一回研究会

七月一日・於東北大學

齊藤吉雄「農村コミュニティのイメージ

（農村自治のビジョンを求めて）

岩本由輝「農民自治と農民運動」

以下、報告者・宿題委員等の労を煩わし、執筆していただいた、「報告」要旨、「討論」要点について掲載、地区研究会の報告にかえさせていただきたい。（事務局）

○関東地区研究会記録

期 日 六月一〇日（土）午後一時半～五時

会 場 農業技術研究所・中会議室

報告者 中野芳彦・高橋正郎

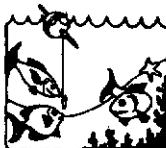
出席者

君塚正義・和智博雄・高橋正郎・柿崎京一・吉沢四郎
島崎穂・長谷川昭彦・鈴木福松・中野芳彦・久保良雄

山本英治・蓮見音彦

尚、討論要旨は、吉沢四郎会員に依頼してまとめていただいた。

（宿題委・長谷川）



千葉県の「産直」運動

(一)

中野芳彦

戦後の一時期、農村の運動の大きな柱は青年を中心とする文化運動だった。昭和二二、三年頃からの學習、生活記録、演劇、歌声などのサークル活動がそれであるが、はじめの「反封建」がやがて「反独占」にとかわり、農業の苦しさ、農村の貧しさからの自由や解放を求めて、安保斗争の頃にはその頂点を迎える。しかしその後の高度成長はこれら文化運動を完全に呑みこんでしまう。かつて文化運動に結集した青年も、かれこれ二〇年、農村の中堅となり、虚像としての「生活の向上」や「自由」のなかで、ある者はキバを抜かれ、ある者は保守化ムードの拡がりをただ歎くしかない有様である。

そのなかでかつての文化運動派の青年、いまは四〇代の農民が、いままさに目の色をかえて取組んでいる運動がある。それがここでとりあげる「産直」である。かつての文化運動は自由や解放に目的があつたとはいえ、生産点としての農業にたいしては、むしろ逃避の姿勢がみられた。したがって思想形成や生活の近代化という点で、たしかに成果はあつたが、安保後の高度成長経済の圧力にたいして、農民としてのたたかいを挑んでいく振り廻を持たない弱さがあった。いまの「産直」運動はその弱さの克服を目指して、農業生産の原点

に還ろうといふのである。しかもそれが単に「安い」、「安全な」農産物の提供という、その一点にねらいがあるのでなく、都市の消費者との人間的な絆のもとで、生きた農産物を生産する農業とともにつくっていく、その活動を通して現代文明や消費文化のありかたを批判し、新しい価値観を創出しようとするのである。その意味で、これはまさしく新しいタイプの思想運動、文化運動として見たいのである。

ところで千葉県内で右のような運動として有名なものに、空港反対運動の重要な側面をなしている「三里塚ワンパックの会」がある。これは島寛征氏（三里塚・芝山連合空港反対同盟の事務局次長）はか二戸の農家と神奈川、東京、埼玉、千葉の消費者五百数十戸との有機農法によつて栽培された野菜の「産直」であつて、この運動の意図は島民の「外面的に鉄塔をどういうふうに守るか」という以前に、おれにはこういう道理があつて、しかも百姓として斗つているんだといふものがないと、鉄塔の戦いなどいかにじょうずに作戦を展開しようと、どれだけたくさん的人が現地に集まろうとも、それだけではやはり百姓として根本において空しい……」（「南畠と三里塚を貫くもの」渋谷定輔との対談、「思想の科学」一九七六年十月臨時増刊号所収）といふコトバに明らかである。つまり空港反対を農民の立場から斗うことは、じつは有機農法による「産直」運動を進めることにほかならない。そういう点ではじめに述べた「産直」運動の典型といふべきである。

だが以下では、千葉県におけるもうひとつすぐれた「産直」運動、安房郡三芳村（館山市近郊）の農家三八戸による「安全食糧生産グループ」と東京、神奈川、千葉、埼玉の消費者一、一五八名による「安全な食べ物を作つて食べる会」とのそれを紹介したい。

さてこの運動のキッカケは四八年一〇月、小金井、田無を中心とする主婦グループ二七名が三芳村を訪ねたことだった。理由は彼女らが当時、岡田米雄氏による北海道四ツ葉牛乳の共同購入グループに属し、牛乳のほかに「安全な食物を確保するために、消費者自身の農場を持つ」という岡田氏の提案に従つてのことだった。なぜ三芳村を選んだかは、岡田氏によると、空気、水などの環境からつて三芳ぐらいまで離れないと安全といえないこと、しかも水田地帯ではなく山間地帯であれば有機農法をやるのに割合容易なことなどであった。そのうえ三芳村出身で当時鎌山市に住んでいた和田金次氏（千葉県の農業自営者養成機関で一般教育を重視することでもユニークな教育をやっていた県立農村中堅青年養成所長）と岡田氏が知己であり、たまたま和田氏を通して三芳村で有機農法による夏みかんの栽培をしていた和田金次氏の甥にあたる和田博之氏から届けられた夏ミカンの「さわやかで、香りがよい」（「協同組合経営研究月報（二六九号）一九七八年五月号」同研究所刊所収）ことに主婦たちがすっかり魅了されたからである。

当時和田（博）氏は一、一ヘクタールとこの地方ではかなり大規模なミカン経営を行っていたが、五年前から農薬と化学肥料はいっさい使用しない有機農法に転換していく。もともと千葉のミカンは酸味がつよいため収穫後に貯蔵し、四国や九州のものが終わつた頃市場に出まわる。ところが化学肥料と農薬で作ったミカンは貯蔵中に皮がくさり中味も傷んでしまう。これに気付いて試みに無農薬無化学肥料で作つてみたら、貯蔵中のミカンの表皮はしつかり中味を保護するように固く縮まり、中味は、糖分、酸分、水分とも充実したまま

かわらない。しかも貯蔵中に虫もつかない。和田氏の有機農法への転換はこのようなミカンの例と、やはり数年前からショウガが育たなくなり、その原因が化学肥料や農薬、除草剤で「土を殺した」ためであることが分かったからであつた。

こうして主婦たちは、「こういうミカンのできるところで牛乳や卵、野菜をつくつてももらいたい」と願い、三芳村へ来てみたら過疎地で、ミカン畑もあり、米、野菜はもちろん養鶏も、酪農もできる。まさに、希望通りの土地だと思った。和田氏はといえば、当時夏ミカンは酸っぱいので市場価値がないという状況だったので「もし、とつてもらつても果してどれだけ喜んで食べてくれるかという不安もあ」（前掲「研究月報二六九号」）つたが、思わぬ評価を得て気をよくして、いたし、有機農法への転換はその必要を数年来の体験から確信していることであり、幸いにも両者の意向がぴたり一致した。これを契機に和田（博）氏の懸命な説得によって農家一八戸が参加することになり、四八年一〇月「三芳村安全食糧生産グループ」を結成した。いっぽう三多摩を中心とする消費者側は四九年二月、一七名で「安全な食べものを作つて食べる会」を組織し、こうして「産直」が発足したのである。

以後今日までの約五年間、生産者、消費者の両グループとともに着実に発展し、「生産グループ」は当初の一八戸から三八戸へ、「食べる会」は一一七名から一五八名へ、取扱い農産物も六品目、年間総額七、四一八、七八八円（四九年五月より十二月まで）、よリ七〇品目、九一、九七四、六四一円（五二年度、「食べる会」一人平均一ヶ月の購入額六、三八七円）、配達トラックも中古の一、五トン車、週一回から二トン車三台の週三回、延べ九台にまでなつた。

ではこのような発展の理由はどこにあるか。それは今までなく、はじめに述べた「産直」運動の理念をめざして、生産者、消費者とともにその人間的紐帯をもとにした相互信頼を支えに、地味な努力をかさねてきたことにある。「生産グループ」はその定款に、「将来目標」として「自然の理法の確立」つまり「入り口は、食べものと健康、から」であっても、やがて「生活全体を生命の秩序・生命安定を確保する生命の仕組みに切りかえてしまうこと」（この「産直」運動の思想的、技術的リーダーであった農業技術者、故露木裕喜夫氏の文章による）を希求し、当然のことながら「この会は農薬を使用しないで有機物を基として、野菜・果実を向上させ、無公害養鶏によって卵を生産し、消費者に直配し、農業経営を福利増進させることを目的とする」とうたっている。

だがここでむしろ注目すべきは「食べる会」側の対応である。その設立趣意書には「参加のための条件」として「①一戸当り保証金一万円拠出 ②会員には生産された農畜産物はすべて均等にわけられる ③値段は生産者がつける ④耕地の年収をあらかじめ生産者が決め、年度末に決算して、損失があれば保証金でうめあわせる。」※生産物は生産者が消費者の戸口まで届ける（ポスト最低一〇名単位）」などが規定されている。ところで、④の保証金の問題であるが、この四年間に「生産グループ」の一軒に火事があり、その際出された見舞金百万円余を除いてはまったく支出されていない。これは「生産グループ」の側ではじめはたしかにそれが魅力のひとつではあったが、やがて不作の責任を消費者に保証金という形式で負担させるべきではないとする立場をとるようになつたためであるが、消費者の保証金制度のねらいは、安全な農産物の供給を受ける限り農家の生産を全面的に保証すべきだという意図であり、したがつて

価格も、いっぱいに「産直」のひとつ目的とされる「安い」というコトバがここにはまったく見られず、すべて「値段は生産者がつける」と定められ、有機農法による生産物はその価格で全部買いたいというわけである。

このような農家の生産、したがつて生活を消費者が全面的に保証するという方式が、とくに農産物のばあい、生産者にとつて安定した生産を行う上で不可欠の要件であることはいうまでもない。だがこの要件を満たしている「産直」はけつして多くない。たいていとつている方法は、年度はじめに消費者の必要とする品目、質、量を生産者と契約し、計画栽培によつて生産者は市場価格にふりまわされることなく、安定した生産が可能となり、いっぱい消費者もよい品を流通経費の節減によつて市価より安く入手するというものである。だが理論上は相互にメリットがあるはずが、事実となると困難に多く出くわす。計画生産、計画出荷が、天候に左右されて約束どおりいかないのである。たとえば船橋の農家七戸と市民生協で五〇年四月に発足した「産直」では、予め出荷の四週間前に農家が予定を配布し、二週間前に予約注文をとるが、夏野菜などのばあい、出荷の一・二日前の天候によつてすら、約束した量を確保できなくなることがあるという。そこで生協組合員の野菜「産直」についての調査では、不満のはとんとは、「見て買うことができない」三三名、「二週間前の注文だから」三〇名と計画生産、計画出荷に由来するものであり、そうした不便を忍んで注文を出してくれた消費者にたいしては、その希望にこたえるに、生産者の側で不足分を周辺の農家から買い集めて補充することになる。このような生産量が消費量に及ばず、周辺農家から買付けたばあい、逆に生産量が消費量を上まわった時、船橋では農家側が直接市場出荷したばあい、いず

れについても市場価格との差額を予め生協で積みたたた基金（契約作目の消費者価格の二分の一）によって一部補填するということになっている。が、この制度の運用の実際となると、生産者の不安や不満を解消するまでには至っていない。まして一般に価格の点になると、消費者は市場価格への完全なスライドを要求し、生産者は逆に価格を一定水準にはば固定してこそ、計画栽培が可能になるのだという。このような両者の利害の矛盾にくわえて、生協が介在するばかり、配送の便宜その他生協側の利害が加わっていっそう事態は複雑になる。こうした相互理解の不足とくに消費者側の農業生産についての無知がさまざまな摩擦、衝突を生み、多くの「産直」が試行錯誤をくりかえし、壁にぶつかっているという状況である。

だとすると、三芳村の「生産グループ」発展の理由は、いうまでもなく「食べる会」の四条件である。消費者にとって、きびしいとも考へられるこれらの条件をうたわせたのは、恐らく四ツ葉牛乳の共同購入グループにおける体験であつただろう。そしてこの条件の背後にあつたのは、「生産グループ」の「将来目標」への消費者の立場からの共感であり、三芳の農民の人間性や農業技術にたいする絶対的な信頼である。

もちろん「生産グループ」の側も、この信頼にこたえるためには運動の発展にむけて精一杯の努力を続けずにはおれず、前述の保証金の問題に見られるように、消費者の理解に甘えることなど、農業者としてプライドも手伝つてとうてい考へられない。いっぽう消費者にしても、生産者のひたむきな態度にみずから甘さを反省させられ、いままで以上に運動の理念を深く認識する契機を与えられることになる。この「産直」が発展してきたのは、このような堅い相互の信頼関係に支えられてきたからであり、その卓越した点もそこ

に求められるがさらにいえばその信頼関係をもとに、まず農民が有機農法への取組みから触発されて事実の報告や問題の提起を行い、消費者がこれに教えられてさらに成長し、それがまた生産者の取組みを発展させるというプロセスをくりかえしつつ、相互の価値観や思想の変革の問題に大胆に挑戦してきたことであろう。

そのことを物語る一例を挙げよう。五一年は温州みかんが八割減収ということで「食べる会」で補償を問題にした。それにたいして「生産グループ」は「安易に補償されると生産者は陥落する。……来年にむけみかんとともに頑張り自然の理法を究明していく段階でまだ補償の段階ではありません」と回答した。その時の感想がある消費者はつきのように述べている。私たち都会の人間の感覚で、減収すればそれに對してお金で補償するということを安易に考へてきたわけなんですけれども、三芳の生産グループが自然の理法にいかに真剣に取り組んでおられるかということに比べて、私たち都市の人間がいかに浅はかな考へていたかということを思い知らされました。私たちも結局自然に順応していく以外に行きようがないのであれば、おこがましく補償ができるなんていうことを考へましたことを、大変はずかしく思いました。結局みかんのことにつきましては私たち「食べる会」の人間が、本当に自然の理法といふものの人口に入らざるを得ない、という、そういう所に立たされたという結果になりました」（前掲「土と健康」一九七七年九月号）と。

つまり食生活を自然への順応という理念から捉えねばならないといふのである。とすれば、「産直」で配られた虫喰いの野菜や曲がったキウリに驚き、季節に大量に届けられる野菜にうんざりするといったことがあれば、それはこちらの感覚が問題なのである。またテレビや雑誌の「今日の献立」に代表される都市型の食生活——季

節感を忘れるハイスモードを材料にする——こそが考え方直されねばならない。むしろ季節に応じてシンのものをおいしく調理してきた農村型の食生活をこそ学ばねばならないということになる。

ただ「安い」「安全な」農産物だけを求める「産直」ならば、脱会を恐れて消費者の要求そのものを問い合わせ直すという活動をためらうため、前述の、要求を満たされないことから来る壁を破ることはできない。だがこの運動では、いっぽうでたとえば農村型の調理法の普及活動をするなど、「よろず相談委員会」という名の委員会をつくって会員の不満や要求に応えながら、原則的には消費者の都市型の食生活をもとにした要求に従うのではなく、配達された青果物に消費者の側が食生活を順応させていく立場を堅持している。それでも一部に多少の出入はあるても会員数が順調に増加していることは、先きの一回ほどに自覚したものではないにせよ、食生活を自然への順応という理念から捉えるという運動の目的がいくらかは定着しつつあるとも考えられる。

このような段階まで、消費者の意識を変えることを求めるのでさえ遡巡される「産直」が多いのに、ここではいつそうの飛躍が期待される。「生産グループ」の「将来目標」について引用した「入り口は、食べものと健康、から入ったとしても、生活全体、思想全体を生命全体・人間尊重・自然順応にきりかえる」という目標への挑戦が日常的に試みられているのである。

その例として三芳と山岸会との卵の比較が話題になった時のことを見よう。ともに薬を使わず、有精卵でありながら、三芳は一千六百円、山岸会は四七〇円、市販のものに比べて高いのは納得できても、山岸会との相違には末端で不満があると一回員はいう。これにたいして、山岸会は平飼い、三芳は放し飼い、まったく飼育

の方法が違うのだから、比較にはならないと別の会員は答える。平飼いとは鶏小屋の周囲をある広さで囲み、そのなかで放し飼いにすること、放し飼いとは、鶏がどこへでも自由に行ける、囲みがまったくないことである。産卵は自然にまかせ、ケージ飼いのように夜も点灯して生殖ホルモンに刺戟を与え産卵させると、いた不自然な方法をとらないから、日照時間のすくなくなる秋から冬にかけてはほとんど産卵しない、そのかわり鶏は体力の許す範囲で産むから卵そのものは大きく、黄味がありあり、コクがあつて、そのくせさっぱりしていて抜群である。が三芳で放し飼いをすることの目的はけつしてよい卵をとるだけではないというのである。

和田博氏はこの山岸会との卵の比較論をうけていう。「卵はたしかに抜群で、よくいますが、天皇陛下も食べていい卵なんです。私は、食べるということだけでは意味がないと思うのです。その先きに放し飼いの鶏から教えられることがいっぱいあるのです。素晴らしいものを教わります。それを僕たちが見て、気づいて、食べる人たちにお話で、それをまた自分の健康にいかしていただきたいと、そこまで考えていただけないと、ただ放し飼いの鶏の方が、平飼いで小屋の中の卵よりいいんだということだけでは、ちょっと残念だなという気がしますので、だんだんそういう勉強を、私たちもしなければいけませんし、また食べる人たちをしていただきたいと思います」（前掲「土と健康」一九七七年九月号）。

要約すれば、人間の周囲にあるものを、すべていかに利用するかしか考えなかつた身勝手を改め、自然のなかで鶏が精一杯生きる条件を整えてやることに努力し、鶏との共存のなかでその生きさまからわれわれも学ぼうというのである。それは和田博氏にかぎらず、「生産グループ」のすべてのひとびとが、鶏の飼育から学んだ率直

な感想であろう。「生産グループ」がその感想を「食べる会」との間に話しあつた「座談会、鶏と卵さくばらん」のあとで、消費者のひとりが「生産グループ」の鶏飼育のなかに「限りない愛とやさしさを見た」としてこう述べている。「ヒト」が自然の中で、あらゆる生き物と暮していくには、やさしさとか愛とかいうものがいちばん大切だと思うのだが、都會には自己愛だけしか残つていなければ生きるのにらくになつたということを感じています。はじめて本当に生きるのにらくになつたということを感じています。お金のゆとりとはぜんぜんちがいます。なんというか、気楽さといつたものを、みなさん身に付けてきたんじやないかと、いう感じがしてならないのです」（前掲「土と健康」一九七七年九月号）と和田（博）氏はいうが、農民もまた消費者として自己の生活のあり方を反省し、それが相互に影響されながら進められたからこそ、その精神的理念的な支柱となる価値観の変革の問題に大胆に取組むことができたと考えられるのである。

ではこの「産直」運動の具体的な活動面での特徴はどうか。そのいくつかを以下に述べてみたい。

（三）

前述したようにここでは「食べる会」の生産者にたいする絶対的な信頼の表明と、生産者側の、その信頼に応えるための精一杯の努力とで発展してきたが、出発点における信頼の度合いは時とともに一層深まつた。

それは生産者と消費者との直接的な接觸・交流をなによりも大切にし、それによつておたがいを生産や生活の現場において理解しあうこととにとくに意を用いてきたからである。そういう意味からまず挙げなければならないの配達であつて、それは生産物を消費者のもとに届けること以上には精神的な意義——信頼関係をつくり、生産者としての生きがいをたしかめる——を持つものとして重要視される。

さて配達は生産者自身が交替で行っている。二トントラック三台で毎週月、水、土の三回、延べ九台となる。消費者は最低一〇人をもつて「ポスト」をつくり、一〇人分を一単位として農産物の種類ごとに箱詰めないし袋詰めにして配達する。ポスト総数一〇四、したがって一台一回の担当ポストは約一二、午後二時に出発して帰村は翌朝四時か五時になる。走行距離三五〇~四〇〇キロメートル。運転手、助手各一人ずつで平均すると月二回の当番ということになる。手当として一時間五〇〇円が「生産グループ」から支給されるが、農業労働のほかにこの配達の労働が加わるので、肉体的、精神的な負担は並々ではない。そこで最近ポストの最低数を原則として一〇人以上とし、それ以下は統廃合を行つて所要時間の短縮を計るなど合理化に手をつけたが、配達そのものを運送会社にまかせるといつたことはまったく考慮の外だといふ。和田(博氏)は生産者みずからが配達することの意義についてつきのようにいふ。「食べている人たちと直接はなしができるということ、あるいは会えるということ、それから届け先での荷物の状態ですね。ここ(三芳)でトラックに積み込む前と、あるいはおろす時というのは痛みやすいのです。そういうものがどんな状態でむこうに届くのかということを確認することができるということ。それから、自分たちが生産したもののが反応を直接食べる人からきけるということ(野菜をつめる箱、袋に生産者の番号をいれてあるので、消費者はだれの作ったものが分かる仕組みになつていてる筆者)と、また東京のスマッグの中を走つておりますと、自分がまあなんとい環境に恵まれてゐるんだろうということを再認識するということもあります。それともつとも大切なことは、人ととの信頼関係をつくる一つの場であるわけです。たとえば夜中に行きますと、「まあどうもご苦労さまでござい

ます」と、「お茶をいれましたから飲んで下さい」と、ちょっとしたことでもそういう人間的な信頼を築く一つのたすけになつてゐるといふことで、大変なことですけれどもなにかそこに一つのやりがいみたいなものを感じてゐるのではないかと思つております」と(前掲「土と健康」一九七七年九月号)。一般的の「産直」、とくに生協が介在しているばかりはなおさらであるが、両者の人間的接觸、交流といった当然すぎることが意外におろそかになつており、それがおたがいの立場の無理解となり、運動に致命的打撃を与えていたことが多い。とすれば右の発言の意味する処はたいへん重いといえる。

第二は援農である。昨年四月に「援農係」が発足し、それまでの自動的に希望者で行つていた春の摘み草とか夏休みの合宿といった行事的なものではなく、月一回、かならず定期的に実施することにし、それも農民のなかに入つて田植えや草とりをじっさいにやることにした。動機は「ほんとうに生産者と一体のつながりを持とうとしてもなかなか困難なこともあります。……結局都会の人間が頭で物を考えてやつていこうとするところからは、この三芳村の運動を進めていくことはできないのではないか」(前掲「土と健康」一九七七年九月号)また、「生産者から学ぶ以外にはこちらから三芳を支えることなどは、なにもないのでないか」(同上)と考えたからだといふ。こうして援農で三芳へ行き、消費者が「身体で受けとめ(同上)」て来たものを、月一回、「援農だより」とまとめ、全員で体験を共有するよう努力している。また会員がいつでも三芳へ行けよう、五〇年ブレハヴ五〇疋敷の中古住宅を「食べる会」会員一人二、〇〇〇円を拠出して買いとり、「みんなの家」と名づけて頻繁に利用している。そのほか、「食べる会」は月一回、「運営委員会」を開き二九名の運営委員(事務局はそのなかから互選)が集ま

るが、運営委員会には「生産グループ」からも参加するほか、隔月で三芳で開催し、生産者とのコミュニケーションができるかぎり密にするような配慮も行われている。

これほどまでに「食べる会」が三芳へ足を運ぶことに力を注ぐのは、三芳を「身体で受けとめ」ることからすべてが始まると考えられているからである。三芳の人びととの人間的接觸や交流によって、食生活を捉え直し、生活のあり方や従来の価値観に疑いを持つことができるようになるのも、人間が野菜を作るのではなく、野菜が健康に育っていく条件を整えるために、三芳の人びとがどんなに苦労しているか、その現場を見、感じとる消費者の活動があつてのことであろう。「食べる会」が脱落者を出さないことも、運動として質的に発展していくのも、今後どれだけ多くのひとに三芳を体験させるかにかかっている。したがつて援農の活動はどんなに力を注いでも注ぎ過ぎるということはないといえる。

(四)

ところではじめに書いたように、「生産グループ」は和田(博)氏の説得によつて当初一八戸が参加し、五〇年に二〇戸が加わり現在三八戸に増加、出荷の品目、額もはじめ六品目、月間一五、六万円が七〇品目、七〇〇万キロ、〇〇〇万円になつた。また耕地を全部有機農法でやつてゐる農家が五二年六月には九戸、現在は一六戸になつてゐる。これらの数字から参加農家の経営が「産直」によつて順調にのびてきたことがうかがわれるが、もちろんその過程では多くの困難があつた。いまそれらをすこしくわしくたどつてみたい。

はじめ和田(博)氏から部落の農家にこの話が持ちかけられた時、参加をためらう理由の第一は、農薬や化学肥料を使わなければ生産は

できない、とくに農薬はやめられないという観念であり、第二はすでに機械その他の設備投資をしており、いまさらそれをやめて参加することはできないこと、第三はわりあい安定した兼業に出ており、労働力がないこと、などであつた。にもかかわらず、けつきよく参加したひとは、平均年令が和田(博)氏と同年の三八、九才ということでも分かるように、若い時からの同氏の仲間であつて日頃から影響をつよく受けている。あるいは和田金次氏の農村中堅青年養成所の教え子といった関係のほかに、山村農業についての危機感と焦り、「産直」という新しいこと、とくに価格は生産者がつけるというこの魅力、さらに村へ来た主婦たちへの信頼感などが理由であつた。たしかに平均耕作面積水田五〇アール、畑三四アール、山林八五アールという山間の山名部落ではこの時期有機農法による複合経営への転換はすでに資本投下を大量に行つてゐる平場農村に比べると、障害がすくなかつたことは事実であろう。

さて発足直後、もつとも不安をもつたのは養鶏であったといふ。なぜなら従来の鶏は配合飼料なので、改めてヒヨコから新しく育てねばならない。それも魚粉すらP.C.B.の問題が騒がれていたので使えない。このままだとヒヨコが死ぬのではと不安のあまり、一ヶ月間でも配合飼料を使いたいと消費者に問い合わせたが、「そういう餌を使われたのでは安心してたべられない。若しヒヨコが死んだら消費者の方で全部補償しますからそのまま続けてください」ということだつた。それでも生産者の不安は解消できず、万一一のばあいの被害をすくなくし、平等に負担するため、「生産グループ」の「定期」に最低五〇羽の飼育を義務づけたほどであつた。

だが案に相違してヒヨコが全然死がない。普通ヒヨコは一と二割死ぬものだが、たしかに鮮に蛋白が入つていないので生長は遅いけ

れど、大変健康で元気である。それに一羽かかると翌日は全部に感染して死ぬという恐しいコクジュウムという病氣があり、一羽がそれにかかったのに、驚いたことに他にまったく伝染せず、かかった一羽も玄米を与えた直後で死んでしまった。そこで自然の力はたいしたものだと、これを契機に有機農法への確信がみんなのものになったのだという。

こうして野菜の方もはじめは從来あまり農薬を使わないものを多くし、病気や虫の問題の多い夏野菜は試験的にすくない面積でやりはじめた。もちろんダイコンもミカンも小さく、収量も二割ほど落ち、種類もわずかで端境期にはなくなってしまうなど、消費者の忍耐と理解に頼るしかなかったが、三年目ぐらいから天敵があえ、また鶏糞の使用で土質が回復しはじめ、需要にあわせて栽培量を調整するとともに、品目を多くし、また播種の時期を選ぶことで病害を避けることができるところも分かった。普及員や周囲から「一年や二年は肥料も残っているし、虫も殺してあるからいいだろうが、三年目あたりから土壤が酸性になり、要素欠乏がかならず出るからバッタリとなるに違いない」と予言されたが、それが幸いにも逆になつたのである。いまは七〇品目、施設、ビニール等いっさい使わず、種類、量とも平均して出荷でき、味や質も目に見えてよくなり、収量の面でも安定しているといふ。

ただ現在もトマトと温州ミカンだけはできない。トマトは梅雨が明けて温度が上った頃に病気にかかるし、温州ミカンは手不足で世話がじゅうぶんにできないことがあるが、うまく実がのらない。今年は花が咲いたが、まだどうなるか分からぬ。トマトは懸命に試作をかねて研究中だということである。

このように有機農法による複合経営は、転換直後の二、三年がも

つとも困難な時期で、それを突破すると飛躍的に経営として安定すると考えられる。したがってその間、消費者が新しい農業を育てるための苦しみをともにするつもりで、農民を信頼し協力を惜しまないことがどうしても必要となる。消費者の意識づくりが大切な所である。

では現実に農産物の価格はどうなっているのか。ここでは価格は二段階に分れる。原価と末端価格である。原価とは生産費といわゆる利潤を含めたもの、これが生産者の言い値である。末端価格とは配達経費や車の購入、維持費、さらに「生産グループ」の運営費を含めたもので、ほぼ原価に一二・五割上乗みした額である。なお「食べる会」の運営費は一ヶ月五〇〇円の会費でまかなわれている。

さて個々の価格を検討するまえに「生産グループ」「食べる会」それぞれの価格についての考え方をおこう。和田(博)氏によると、「原価計算をしまして、一反歩から人参が何本獲れて、また資材費はどれだけで、一日の労賃はこれだけみて、結局一kgいくらになる」という計算は全部についておりません。そういう計算というものはなかなかできるものではありませんし、とくにこういった有機農法、自然農法とかいった場合には計算ができるものではありません。……人参の年間をとおして、これは春と秋の人参のとれ方は秋の方が抜群にいいわけです。春は濡れ場に当ると腐るとか、割れるとか、非常にむずかしいところもありますが、春秋をとおしまして、人参はこのくらいの目方でこのくらいいただければ、まあやれるんじゃないかということで、だいたいやつておりますて、……いろんな物を作りますから、その中で、たとえばキユウリが割に合わないということがありまして、全体を作る中でまあ一人でも食べる方に喜んでいただければよいのではないかということで、無理

なものでも全体を考えて、作付けしていった場合はそれほど問題ではないと思います。一年をなんとか食べて生活していくればいいんじゃないかということで考えてつけていっておりまます」と(前掲「土と健康」一九七七年九月号)。また「食べる会」結成以来の中心的メンバーである戸谷委代氏は「よく原価はどのようにして決めるのかと質問されますが、ここで生産者と消費者との考え方のずれについてはつきりさせておきますと、少しでも安全なものをより安くという消費者の気持はわかりますが、生産者はまず「一体消費者はどういうものが欲しいのか」と申します。それによって、いくらでも作りようがあるというのです。その生産方法、収量などによって生産コストは違ってきますので、一概に高い安いは決められません。消費者がどの様な育て方、作り方を欲するかによって価格は自ら決められ、市場の相場とか他の産直の価格とは無関係のものです」(前掲「研究月報二六九号」)といふ。両者の意見を要約すると、一、消費者の希望によって有機農法によって作られた農産物を個々にとりだして市場価格と比べてたかい、安いというのは当らない、二、個々の品目の価格は年間をとおして、この価格なら作ってみようと思う水準で決めている、三、しかし高い安いは、個々の品目についてより全体をならして考えている、四、けつきよく価格決定の最終的処理は一年をなんとか食べて生活していくかどうかにおいている。以上になる。

では現実の価格はどうか。下の表は主要野菜八品目について、原価(生産者手取価格)と末端価格(消費者価格)を検討する手立てとして、東京中央卸売市場の年間平均卸売価格(五一年六月より一年間)をもとに、同市場の八品目平均生産者価格比率、消費者価格比率(五一年一一月現在)を乗じて算出した年間平均生産者価格、

主要野菜価格比較

(単位: 円/kg)

| 品目 | 三芳 | | 中央市場 | | 生産者(手取)価格 | | 消費者価格 | | |
|-------|-----------|-----------|---------------|--------------|--------------|---------------|-------------|--------------|--|
| | (53年/49年) | (51年/49年) | 三芳 | 船橋 | 中央市場 | 三芳 | 船橋 | 東京市場 | |
| ダイコン | 110 | 117 | 100 ※(312) | 65 ※(203) | 32 ※(100) | 140 ※(175) | 70 ※(87) | 80 ※(100) | |
| ニンジン | 105 | — | 250 (543) | 80 (173) | 46 (100) | 350 (296) | 84 (71) | 118 (100) | |
| ハクサイ | 115 | 110 | 100 (484) | — | 28 (100) | 140 (241) | — | 58 (100) | |
| ネギ | 102 | 106 | 220 (215) | 120 (117) | 102 (100) | 280 (108) | 125 (48) | 259 (100) | |
| パレイショ | 118 | 94 | 120 (279) | 85 (197) | 43 (100) | 150 (187) | 91 (83) | 109 (100) | |
| サトイモ | 110 | — | 250 (245) | 184 (180) | 102 (100) | 350 (134) | 195 (75) | 260 (100) | |
| レタス | 110 | 116 | 200 (183) | — | 109 (100) | 250 (89) | — | 278 (100) | |
| キャベツ | 110 | 120 | 120 (387) | 70 (225) | 81 (100) | 150 (187) | 75 (93) | 80 (100) | |
| 8品目合計 | 110 | 110 | (278) | (169) | (100) | (145) | (70) | (100) | |

資料: 農林省「青果物卸売市場調査」「青果物流通段階別価格形成追跡調査報告」

東京都「東京都中央卸売市場月報」等による

* 東京中央卸売市場の価格を100とした場合の比較

消費者価格と対照したものである。なお船橋農産物供給センターの価格も比較のためにいれ、また発足以来の価格の推移が分かるよう、現在と発足時のそれとの比率も算出してみた。

この表のくわしい説明はしないが、まずこの数字に関するかぎり、平均すると生産者価格は東京中央卸売市場のそれの二、七八倍、消費者価格は一、四五倍である。これをなんと考えるかは各人の価値観によるが、ともかく今まで述べてきたように、この「産直」運動がこの価格のもとで、順調に発展してきたことだけはたしかなものである。つまり当時者である生産者、消費者いずれにもおおよそのところで支持されていると考えてよいだろう。

第二に、ものみな上のこの頃、ここでの値上がりは五年間にしてはごく小さい。しかもこの表にはないが、キウリは一本二八円から二二円、オクラひとつ七円から五円と、わずかながら値下げしたものもある。価格は一年を通じて全品目をならして見るだけでなく、発足以来の五年間をとおして見なければならないということである。

ところで和田博氏は、原価計算をして価格を算出することに賛成ではないが、かといって現実に価格をつけねばならない以上、けつときよく「このくらいいただければ、まあやれるんじゃないか」というように、会員の値ごろ感によって決定している。それは「市場の相場とは無関係」と否定しても、やはり市場価格がなんらかの意味で基準になつていることを物語っている。このことは「生産グループ」のひとびとが主觀的意図にかかるわらずみずから労働を軽視する結果にならないだろうか。原価計算ができる範囲で行つて理論上価格を算出する、その数値をそのまま採用するかどうかは別の問題として、三芳の苦勞を数値のうえから一般の市場価格との比較を通じて認識することは、「身体で受けとめ」こととならんと都合

人にとつては三芳を知るうえで大切ではないかと思われる。

最後に農業収入の面で、「生産グループ」の農家はじゅうぶんに報われているだろうか、という問題がある。参加農家の平均水田耕作反別五五、四アール、内無農薬、無化学肥料の水田三五、五アール（六四%）、畑二九アール内同上反別二八、七アール（九九%）果樹園四九、一アール内同上反別三六、七アール（七五%）養鶏平均一八五羽、以上で「生産グループ」からの一戸当たり平均粗収入二〇〇と二五〇万円、これが和田博氏の「一年をなんとか食べて生活していく」収入であるかどうかも一定の基準に照らして検討する必要があると思われる。

「産直」運動にたいしては從来から批判がある。「土づくり」と称して堆肥増産運動が上から呼びかけられた「農村経済更生運動」の時と同じく、「産直」の有機農法や「自然の理法の確立」、人間の信頼関係や精神の強調は復古主義、ネオファンシズムにつながると。また農民が農業や化学肥料を使わざるをえない日本農業のおかれた政治的、経済的条件の検討をぬきに、「安全な」農産物を求めて結果として農民の生活を低い水準におし下げる役割を果しているのは、資本と同じく農民差別であると。前者はともかく、後者の批判については、いま見てきた価格の問題に関する限り、一部当たつていなかわけではない。

しかし現実にいま農村と都市に分かれて住む千数百人が協力し、目の色をかえて懸命に取組んでいる、そしてそのことによつて喜びを得ている数すくない運動のひとつであることを考えて、いましばらくの間その経過を見守つていいと思う。ともかく五割もたかい野菜に人が集まるということは、われわれの既成の運動観をかえるに価する事実かも知れないし、われわれの身じかに運動の芽がいく

らであることを教えてくれているのかも知れない。

(五)

最後に問題点を簡単に指摘したい。この「産直」運動は、現代文明や消費文化のありかたを批判し、新しい価値観を創出するという思想運動、文化運動の面と、有機農法によって農産物を生産し、これを授受することによって日常的経済的要求を満たして行くという生産・消費者運動の面と、二つの側面を持つていて。末端のポストから全体の組織のレベルまで、両者の歯車がかみ合って回転してこそ運動は発展する。今日までの経過をみると、どちらかといえば順調に来たものの、やや前者が先行し、後者の回転がおくれているよう見える。いままでは草創期であり、ひすみにも耐えられたが、今後のいっそうの発展にはその点の点検と充実が必要である。

たとえば最近生産者の配送の苦労を軽減するため、ポストの最低数を原則として一〇人以上とし、それ以下のポストは統廃合した。これはその努力のあらわれであるが、まだまだ問題が多い。最近の運営委員会に出たものを思いつくままに挙げてみても、「玄米をもつとはしい（五一年度からはじめたが消費者の家庭へ平均一五kgしかわたらなかつた）」「ともかく量をもつとふやしてほしい」「同じさつまいもでも、うまいのとまずいのと差がありすぎる。土質によることなら、グループ内の適地適作による分業ができないか」「農家の間で技術に差があるのでないか」など。それに従来からキウリ、ナス、秋のダイコンが時期的に集中して食べきれないという問題。

ところで時期的に集中することは、塩漬け、日干など一次加工をして冬に出荷することで調整する方法が現在検討されてい

るがそのほかは「生産グループ」内部の組織化をいつそう進めることと、参加農家の加入に努力するしかない。また消費者の側では、ポスト間に意識の落差がないかを検討し、その結果によって「援農」その他手段をつくして組織化に努める必要がある。

従来のこの運動のメンバーを参加の動機などから分類すると、

(A) 露木裕喜夫氏の「自然の理法の確立」というコトバに要約される哲学に感銘を受け、この運動の理念に深く共鳴して参加したいと、

(B) 生産者では有機農法による生産物が売れ、農業者として生活が保証されること、消費者では公害のない環境、「安全な」食品を求め、価格も安いことを願い、食生活のパターンも大きくかえたくなればその努力のあらわれであるが、まだまだ問題が多い。最近の運営委員会に出たものを思いつくままに挙げてみても、「玄米をもつ

リードしてきた。そのプロセスは(B)にとってはかなりきびしかったにちがいない。(B)は(A)にたいして遠慮があつて価格のことを口に出していく、この思いが蓄積されると反感に転化しかねない。「食べる会」のばあい、(B)に始終移動があつたが、全体としては一、二〇〇前後を維持してきた。

今後の発展を考えると、生産者、消費者ともに新しいタイプの活動家の出番が来ているように思われる。それは先述のように、現在もつとも必要な仕事が、両者ともに組織の点検といつそうの組織化の努力であり、具体的には(B)のもつ現実的 requirement と(A)の目的とする運動の理念とを媒介する役割を果たすことである。と同時にこの運動を既述のような批判に耐えうる新しい「労農同盟」として、さまざまな民主的運動の中心に立てるという展望を持ち、そのことのために力をつくすこと、そんな役割がいま求められているよう思う。

地域農業の再編と自治体農政

高橋正郎

一、

「自治体農政」という言葉は必ずしも我が国農業経済学界の中では市民権をもつた用語になつてはいる。自治体の行なう農政というものは、わが国では国の農政の単なるバイブルとしてしか意味をもたず、独自の自治体農政というようなものは存在しないといふのが定説である。確かに全国おしなべてみればそのようであるが、しかし、地域に入つて細くみればそうでない事例に多くついたる。同じ制度と資金枠をもつた国の農政事業を実施するにしても、それを運用する町村などの地域主体の対応の仕方の違いによって、地域農業開発に成功しているところと、そうでないところとができる。同じ制度や資金という大枠の中であっても、地域主体の行動に少なからぬ選択の幅があつて、その選択の如何によつて地域農業の存在形態が異つてくるのである。同じ国の農政のバイブルであるとしても、單なるバイブルであるか、バイブルとしての自主性をその地域主体がもつかによつて異なるのである。

たとえば、農業構造改善事業という同じ制度と資金を使つたとしても、地域農業開発に成功している町村とそうでないところがある。その成功事例について共通点を拾つてみると、そこではまず、事業導入に先立つてその地域独自の開発計画があつて構改革事業もその一環として位置づけられていること、第二にその計画と実施に当つて役場、農協、普及所といった指導機関が一元化していること、第三

に、それに際して、その指導機関は地域農業者の多目的な目標を統合すべく地域コンセンサスを醸成することなどに努め地域農業全体の組織化を図ろうとしていること、第四に、事業実施が単に施設などの導入だけを目的とするのではなく、それに伴う組織化、指導、調整など、要するに Plan-Do-See というマネジメントが地域農業を単位に行なわれていること、いいかえれば「地域マネジメント」が確立していること、などである。われわれは、それらのことから、町村レベルの農政主体の独自の主体的な努力の意義を高く評価し、そこに独自の自治体農政の存在を見るのである。

二、

自治体農政の存立の可能性、あるいはそれを要請する条件を、今日の地域農業の現況の中から拾い出してみると以下のようになる。まず、第一に、戦後、とくに基本法農政以降のわが国の農政が、主として市町村自治体を計画主体として実施されていること。第二に、しかも農業再編に必要な固定投資のための資金のおよそ半分が国の財政投融資によってまかなわれ、しかもそれが市町村長を計画主体として地域農業に導入されていること。

第三には、それで導入される機械、施設や基盤整備が大型なものであつて、いすれも個々の農家の枠をこえ、地域農業内で組織的に位置づけられ運用されなければならなくなってきたこと、しかも、第四に、地域農業を構成する農家がきわめて多様化し、何をやるにしても地域コンセンサスが必要となってきたことから、それを醸成し、権利調整を行なうことが地域農業の振興に不可欠な機能となってきたこと。

そのことに関連する第五は、その多様化した構成員があるいは兼

業化し、あるいは専門分化してきているのであるが、それぞれの農家が農業経営としての自己完結性がなくなり、他の農家や機械利用組合などの生産組織、農協や農委、土地改良区などの農業関連機関と相互に関連させなければ存続しえなくなってきた。要するに地域農業にかかる経営機能を、個々の農家を中心としたがらもそれらの組織や機関の諸主体とで分担せねばならなくなつた。しかし、經營機能がそのように分化し、分担されるようになつたものの、それらの担い手がシステム的に連関されず、地域農業としての統一性、トータリティが確立しないという状況におかれている。その分化し、多くの主体に分担されている機能を、地域農業を単位に再び統合し、地域としてのトータリティを回復する必要がでてきたこと。

最後に、タテ割の上からの行政を、そのまま個々の農家や集落に下すのでは、かえつて末端の混乱をおこすことになる。タテ割にくる上からの諸施策をどこかで一旦束ねなければならないが、そのような役割が近年とくに増加したこと。

以上のようなことが、今日の地域農業の中で、とくに自治体農政なるものが求められてきている理由である。

三、

従来、わが国の農政は、制度的、法制的手段と、財政的、経済的手手段の二つでもってすすめられてきた。地域農業の構成員農家が本モジニアスであつて、目的とするところが類似していた場合には、この法律と補助金によって地域農業の振興を図ることができたかも知れない。しかし、今日のように構成員が多様化し、多元的な目標をもつようになつては、いくら法律の網をめぐらし、また補助金を積んだとしても地域農業は動きがとれないという状況になつてきただ

法制的手段、財政的手段に重ねて、今日の地域農業には第三の農政手段が求められてきているのであるが、われわれはこれを地域農民に働きかける地域在住者によるリーダーシップにあると考えている。多様化した構成員の中にあって地域コンセンサスを醸成させ、種々の権利調整を時に応じて行なうというリーダーシップがなければ、今日の地域農業の振興は考えられなくなつたとみるのである。以上、三つの農政手段のうち、法制的手段、財政的手段は確かに国レベルの農政担当者によつて駆使できるものかも知れないが、しかし、第三の農政手段であるリーダーシップについては、国レベルでは担えるものでなく、どうしても地域に在住している末端の農政担当者に依存せざるを得ない。ここに、われわれは、自治体農政の存立の論拠があると考えている。

したがつて、自治体農政とは、何も国の農政の向うを張つて制度や財政的な手段により独自の農政を展開することをいうのではない。制度や財政的手段による農政の多くは国に任すとともに、それに重ねて独自の手段であるリーダーシップを用いて地域農業をまとめあげ、方向づけ、必要に応じて地域マネジメントを行なうことである。われわれはここに自治体農政の独自性を見出しているのである。

地域に在住する農政主体、たとえば町村役場の農政担当者、単位農協の當農部、あるいは農業委員会、土地改良区などのいすれかが中心となり、他の機関や普及所が協力しながら、それぞれの管内の地域農業問題を独自に発掘し、農業者を含めて関係者がアイディアを出しあつてその解決策を見出し、それら関係者のコンセンサスの上に立つて、それぞれが機能に応じて分担しながらその解決に連動させていくといったことこそが、今日求められていることである。その中心となるものこそがここでいう自治体農政であるといえるの

である。

四、

以上のような町村レベルの自治体農政は、今日の地域農業問題に對処する上で、国の農政としても鋭意これを育成していかなければならぬだろう。しかし、これが具体的に育つていけばいくほど、國の農政とこの自治体農政との間に摩擦が生じ、コンフリクトが起る可能性がでてくることも知つておかなければならぬ。

全国を視野として立案する国レベルの農政と、個々の地域を対象として企画する自治体農政とが、時と場合によって相対立することは充分予想されることであるが、これをどのように理解するか、自治体農政を展開する上で一つの重要な課題である。

筆者にいわしめれば、国レベルの農政と地域農政とは、本来、構造的に矛盾する契機をもつものであつて、今までそれが表面化されなかつたことは、市町村レベルの農政が単なるパイプであつたために、町村と集落、あるいは農家との間でその緊張関係があつたとしても、結局はそこに埋め込まれていただけであつたとみる。その矛盾が、結果として地域農民の農政批判や、非効率的な施設利用などとなつて解消されていたものとみる。

したがつて、ここで自治体農政が確立してくれば、その構造的にある矛盾関係が、府県と町村との間、あるいは国と府県との間に引き上げられ、本来の位置に据えられるようになる。

およそ、この國の農政と自治体農政との構造的緊張関係は、集団と個、全体と個別にかかる緊張関係の一つとみる。われわれは、ここで國の農政が誤つていて自治体農政だけが正しいとみるものではない。いずれもそれなりの正当性をもちながら、対立する契機を

もつといふところに、構造的であるという意味がある。であるとすれば、この両者の間に緊張関係が存在することを当然のものとして受けとり、たゞ発生するその緊張関係をたゞ解消していくという努力の中から、國の農政の自己展開と、自治体農政のより一層の展開が期待できるものと思うのである。

(詳しく述べ、高橋・森「自治体農政と地域マネジメント」明文書房昭53・7刊)

〔II〕 討論要旨

中野芳彦会員（千葉大学）は、「生産者と消費者が恒常に農産物を取り引する」＝「産直」の実態を、主として「安全な食物を作つて食べる会」の生産グループである千葉県安房郡三芳村の農家グループ（無農薬・無肥料栽培農家集団）中野会員は、「安全な食物を作つて食べる会」の運動は、農民と労働者（都市住民）との連帯を意味し、消費者が生産に参加することによって、精神の共有を実現する思想運動であり、文化運動であると評価する。中野会員自身が居住地船橋において「産直」運動に参加しているため、具体的な問題提起は大変興味深いものがあつた。

中野会員の報告に対しても、農民がおこなつてゐる有機農業の評議をめぐつて討論がおこなわれた。有機農業がもつてゐる現代農業への批判という点では、例えば「現代農業は労働生産一本槍りで偏向している」（君塚）、「現代の農業が農業の永続性をはかる循環系から逸脱していることへの批判として意味がある」（高橋）、と

の見解が述べられた。しかし、有機農業が、「農業機械、農薬を使わず、昔の労働で、果して農業の展開があるのか」「三芳村の農地の基盤整備に対し農民はどんな関心があるのか、農業としておこなうる条件のツメが必要ではないか」（君塚）の問題や、とくに共通して論議されたのは、三芳村の有機農業の農産物が市価よりもかなり高いことで、この点については、「消費者はどんな階層か」の疑問が出され、消費者層は主に東京多摩地区のホワイト・カラー層であることが明らかにされた。また「産直」の基本問題に「生態系の論理と収益性の論理をどう統合するかの問題がある」（高橋）ことが指摘された。

高橋正郎氏（農技研）は、静岡県大浜町、岡山県下農村の豊富な事例をふまえて、「地域農業の再編」の上で、とくに地域マネジメントの主体として自治体の役割が重要になつてることを明らかにしたもので、これから農業・農村を展望する上で、きわめて示唆に富む報告であった。

高橋氏の報告に対する質疑・討論は、「農村自治」という本年度共通課題に直接にかかわっているため多岐にわたったが、おおまかには①地域の範囲について、②地域農業管理主体について、③システム農業について、④農村自治・新しい公共性について、の四つに分けられる。

第一の地域の範囲については、高橋氏が「地域農業」とい、「地域マネジメント」「地域農民」というように「地域」という概念を多用していたのに對し、「その場合の地域の範囲をどう考えるのか」（長谷川）という質問が出された。高橋氏は「地域政治過程の単位とすべきで、具体的には町村、単位農協を単位とする。ドラッカーは企業体の三つの性格をあげ、① 経済的単位、② 社会的単位、

③ 政治的統治単位をあげているが、これに農村をあてはめるなら①は出荷団体、ライスセンター、②は集落、③は農民の諸権利調整をおこない、農民のコンセンサス形成の機關として町村をあげることができる。権利調整なり、コンセンサス形成の上からは「face-to-faceの関係にあり、地域のトータリティがあることが重要となる。町村を地域単位とすると、集落はサブ・システムであり、町村をこえる場合は地域単位の連合体とみることができる」と述べた。

この地域のトータリティをめぐって、地域の範囲と関連して「地域生産、生活のトータリティをもつ範囲については、栃木県栗野町の調査でみたのは、旧村単位にある農協が、合併町の役場の機能を代行して旧村単位の生活マネジメントをやつており、旧村が地域単位として重要な意味をもつのではないか」（柿崎）の質問があり、高橋氏は「生活のトータリティ」というと、すぐ旧村落を思い出しが、地域マネジメントの主体と同じものなのだろうか。むしろ地域農業管理組織は半定形的組織体として、新しく構築されるのではないかとの見解を述べられた。

地域農業管理主体については、高橋氏が地方自治体を重視したことに関連して、「土地改良区が生活改善までやつているところがあり、土地改良区が主体たりうるのではないか」（山本）、「管理主体の自主管理が重要なのか」（山本）、「農民の利害調整を町村に求めているが、農民は町村に不信の念をつよくもつているのではないか」（山本）、「東北農村では町村主導型が一般的だが、西南農村では農業危機感から管理センターをつくろうとしているのではないか」（君塚）などの質問や、見解が述べられた。

高橋氏は「土地改良区は西日本と東日本で性格を異にしており、地域によっては土地改良区が主体になりうる場合もあるが、地域

農業管理主体は、組織論でいう定型的組織体（例えば官僚）、無定期的組織体（例えば市場）と異なり、「半定期的組織体」であり、これが地域農業組織体であり、これが即自主管理と結びつくかどうかはいえない。」と述べ、山本の「農民は町村を不信」の発言に関して、「旧来、役場は行政、農協は経済、普及所は普及と抱えていたが、果してこれでよいのか。地域農業再編の方針を出し、これを検討する場合、当然おこる利害の相反するグループの調整をはかり、地域住民のコンセンサスを形成するうえで、町村の役割は重要なものとなる」と述べた。

高橋氏の報告では、地域農業管理主体による地域農業のシステム化が重視されているため、この農業システムに関連して、「『日本農業進歩の途』で用いられたシステムと、国土庁『農村整備のビジョンを求めて』のシステムでは異なるのでないか」（島崎）、「システム農業による自治体形成は可能か」（安原）などの質疑があり、高橋氏は「ハード・システムを前提としながらも、重要なのはソフト・システムで、農協・役場・普及所がそれぞれ独自の機能をもつていて、これらを統合化するシステムが重要となる」「地域農業システムAをシステムBに転換し、個別合理性と地域合理性を統合化することが課題となる」と述べた。安原の質問はむしろ次の農村自治の討論のなかで明らかにされよう。

高橋氏が討論のなかで、「主体的再編成＝自治」であり、「主体的地域農政の確立＝自治」であると発言したのに對し、「生産力の主体的再編成＝自治ではないのではないか。高橋らの著書小野誠志編著『地域農業と自治体農政』明文書房、昭和50年では、むしろ核心となっているのは『新しい公共性』という概念ではないか。そ

うだとすればこの具体的なものは何か」（島崎）の質問がなされた。

高橋氏は「新しい公共性」の概念を個別生産者レベルで具体化できぬでいるが、農村集落の統合の弛緩のなかで、土地の社会的性格を強調するものとして「町村土」の概念が用いられている。いすれにしろ「新しい公共性」の担い手を仲間レベルに期待している」と述べている。

以上が主要な討論の論点であったと思えがこの他では、高橋氏が農林省が実施している「地域農業対策事業」にみられる地域農政の重視は、戦後農政の三つの目的の転換（農地改革、基本法農政、地域農政）と評価し、その地域農業組織化に地域リーダーが重要な役割を果たすことと述べたことと関連して、自治体農政と国の農政との関連について「自治体農政の有能なりーだーが全国的に出たとき、現在の國の農政機構はそれに適応した形態に改編されるのか」（安原）、「地域農業組織の代表例とあげられた大浜町の場合は稻作であり、国の農業政策により価格保障されているケースであり、地域農業組織は結局は國の農政の枠内の展開ではないのか」（吉沢）の質疑があつた。これに対し高橋氏は「自治体農政の発展によって、國の農政も變る状況が生れるだろうが、當面の重要なことは、個別合理性と地域合理性を統合するシステムをつくりだす地域リーダーの養成にある」「大浜の場合、米の価格体系にシステム化を可能にした主要な要因があるのではない。稻作と異なる梨栽培でシステム化に成功した世羅幸水農園（広島県）の例もある。要は、個別經營が相互関連をもつて、いかに地域農業として確立するかにある」との見解が明らかにされた。（テーブではなく、私のメモによつたため、きわめて不十分で、かつ主観的なものとなつたことをおわびいたします。吉沢）

○関西地区研究会記録

七月一日(土)午後一時～五時

会場 京都文化芸術会館

報告者 熊谷開作氏(大阪大)

出席者 後藤和夫、井上文夫、岩崎信彦、柿崎京一、

(事務局)交野正芳、松本通晴(司会)、南育広、

西川美紀、坂井達朗、清水由文、竹安栄子、鳥越皓

之、山岡栄市、余田博通

なお、研究会当日の報告内容は熊谷氏に直接執筆をねがい、討論要旨は南、西川、竹安の諸氏の援助のもとに松本と岩崎が作成した。記して感謝する次第です。
(宿題委・余田・松本)

[I] 報告

「むら」解体の法的契機

—明治初年から同中期までを中心にして—

熊谷開作

右のように問題を限定した上で、「むら」解体の法的契機を考えてみたいと思うのであるが、それは「むら」の組織の点、「むら」の財産の点、「むら」がもつた公証機能の点、などから検討を加えることができるであろう。そのうち、最後の点については、ここではふれないとどうにかかわったか、ということについては、ここではふれないで論をすすめたいと思う。

一つの組織のもとに共通の目的をもつてあつまり、共同の生活をいとなむ集団の一種として「むら」を考えることができるであろう。

一、はじめに

二、「むら」組織の解体

てきたと思われるのだが、明治時代においてきわめて大きな契機となつたのは、明治二十一年四月十七日公布（同二十二年四月一日実施）の市制・町村制によつてであつた。

維新直後、五月四月九日の太政官布告第一一七号は、その第一条ですでに庄屋・名主・年寄などを廢止し、戸長・副戸長をおくことにし、「むら」の旧組織の廢止を明らかにしたが、その方針はかならずしも円滑に実現されなかつた。九年十月十七日の「各区町村金穀公借共有物取扱土木起工規則」の第一条が、金穀の公借や共有地所建物の売買につき、正副戸長とともに区内すべての町村の総代の同意を必要としたのは「むら」組織をかんたんに払拭できなかつた一例といふことができる。つづいて「むら」は三新法の時代を迎えた。明治十一年七月二十二日の三新法のうちの一である郡区町村編制法の第二条は「郡町村ノ区域名称ハ總テ旧ニ依ル」として「むら」復活の可能性を与えたが、その後の八月二十六日の内務省達乙第五四号は戸長公選の原則を明らかにした。これも、村政への村民参加の可能性を残すものとして評価しなければならないであろう。同じ三新法のなかでも、府県会規則が、地租五円以上納入者を選挙権者、同十円以上納入者を被選挙権として、それ以下のものを府県政から遮断したこととくらべ、村民の「むら」における地位を考えるべきであろう（この二つの制度の比較については、大島太郎「地方制度（法体制準備期）」—「講座日本近代法発達史」5、勧業草書房、が一つの解説を示している）。しかし、それから間もなく、村民が村政から遮断されるときがやつてきた。十七年五月七日の太政官達第四一号が戸長官選制を定めたのがそれであるが、下つて二十一年四月十七日の市制・町村制（法律第一号）の公布と実施は、「むら」を急速に解体させ、代つて行政村を急造する契機となつた。この町村制について、住民と公民、町村会の組織と選挙、に関する規定をみると、そこで志向された行政村の性格が明確になるであろう。まず、町村内に住居を有するものが住民とされたが（第六条）、そのうち、独立の男子で、二年以上（町村の住民となり、〔二〕町村の負担を分任し、〔三〕地租を納めるか直接国税を年に二円以上納めるものを公民とし、公民に村政参加のみちを開いた（第七条）。しかし、町村会の組織と選挙についての規定をみても明らかなように、直接町村税の納税の多寡によって一級選挙人と二級選挙人の別を設ける（第一三条）など、町村制によつてつくられた行政村は、階級的性格をつよくおびるものとなつた。

明治中期以降の「むら」を考える場合、町村制が規定した村を無視することはできないと思う。町村制によつてつくられた村—町村合併は、二十一年六月十三日の内務大臣訓令によつて急速にすすむことは、明治時代の行政の末端機関として重要な役割を果すようになり、その後の「村」のあり方に對してきわめて深い影響を与えたものと思われる。

明治二十一年の町村制によつて、「むら」は解体の方向へ大きく動き出したけれど、「むら」のすべてがそれによつて解体したのではないか。とくに、「むら」の財産は、ときに、村民によつて命がけでまもられたのであり、それの解体は、今日においてもなお、行いえないべきであろう。その点から、「むら」財産の解体は、「むら」組織の解体よりもおくれるといえると思う。

三、「むら」財産の解体

「むら」財産の性格がはげしく論ぜられるのは、山林原野についてである。明治六年の地所名称区別につづく、同七年十一月七日の

改正は、全国の山林原野を分けて官有と民有とにした。維新政府は、「むら」の財産と考えられていたものまで、かなり広汎に官有地へ編入（官没）したのであり、そのことが全国各地で多くの騒擾を引きおこした。ここでは、町村制が実施された直後に展開された入会権の法定化の問題を瞥見し、「むら」解体後に残存が予想され、今まで問題を残している「むら」の財産と入会権の問題を考えておきたい。

町村制実施の直後に公布された二十三年四月二十一日の旧民法には入会権に関する規定は存しなかった。これが問題にされたのは、旧民法の実施・延期をめぐる法典論争においてであった。そのため、旧民法の実施延期が決ったのちに設置された法典調査会は、入会に関する慣習を全国にわたって集めた。それによると入会が、細民を救護したり、家計を補つたりして村民の生活を支えていことが明かになつた。そうした村民と入会との関係を反映させて民法のなかに入会権の規定をおくことになり、三十一年七月十六日実施の民法は二か条の入会権に関する規定を設けた。

しかし、このようにして、入会権の規定が民法のなかにおかれただけれど、入会権がもともと「むら」＝旧村を基盤として觀念されてきたものであつたため、明治末期から大正期・昭和初期の部落有財産統一の政策（「むら」財産を「むら」組織とともに解体しようとする政策）と齟齬を来たすことがしばしばであった。このことは、「むら」の解体について久くことのできない問題を提起するのであり、それについて、中央政府の政策との関連において行なわれた調査や研究、また、法学の領域から行なわれた調査や研究は、かなりの数にのぼっていると思われる。しかし「むら」の動くすがたを、その面から記録するということは、あまり行なわれていなかつたよう

思われる。「むら」解体の実態を知るためにも、「むら」財産が、いま、どのような状態にあるかについて、いそいで調査する必要があるようと思われる。

（一九七八・七・一四）

〔II〕 討論要旨

*市制町村制の施行と「むら」

。全国的に大区小区制をしたとき、旧兵庫県は、知事の神田孝平の独自な判断もあって、小区をおかなかつた。宝塚市内にある長谷というむらは昭和二〇年に西谷村へと合併するのであるが、いまでも旧いものが強く残つている。

。市制町村制による変化というばあい、法制的側面では新町村に行政機能が移るが、生活実体つまり土木や産業の面では、行政村の常設吏員となつてゐる「むら総代」に行政権限が委譲されている。これは「むら」の協議議事録からわかるが、それらがしだいにまとめられて、ほぼ明治四十年代に「村法」となつてゐる。

。志摩の漁村では、明治前半期に「村ぎめ」が成文化してくる。明治八、九年、とくに地方税規則の公布などに対応して、生産規制や「クチギン」の徵収方法などが出てくる。町村制といふ上からの体制的整備に対しても、「村ぎめ」というと少し抵抗するような意味あいを感じるが、他方で、郡役所あたりからかなり指導があつてできていることも事実である。そういう意味で、「村ぎめ」「村法」が、その形式、内容においてどう変化しているかを、上からの政策との対応で分析することが大事であろう。農村自治への接近の手がかり

をそこにみいだせるかもしね。

市制町村制の公布・実施というのは、当時の大課題であつたわけで、下からの抵抗もかなりきつたなかで、事実上内務官僚のペースでおし進められたといえる。だから、「むら縦代」に生活実体上の権限が委譲され、旧自然村単位の機能が存続しているのではなか、といふ点についても、自由民権の終焉とあいまつて、行政の側が「むら」を組みこもうとする面を見逃してはならないのではなか。

* 「地方自治」あるいは「自治」について

明治一七年の戸長官選制のころは、自由民権が終焉する時期で、報告のなかでも、「地方制度の整備」と言って「地方自治」とは言つていらない。戦前期において「地方自治」ということばはでてくるのか。

もちろんでてくるが、使っているのは内務官僚である。こんにちでも問題があるわけだが、上から与えられた権限のなかでの「自治」ということであろう。

「むら」財産の管理のしかたなどに、まさに「むら」の自治を問うことができるよう思うが、いまだ政府は財産区なんかを市町村にひきつけていこうとしているわけで、端的にいえば、地方自治法のなかに自治ではなく、民法の私的権利の行使という点で自治が考えられるという、非常に矛盾した事態がある。

「自治」といえばあい、それを攪乱するものがあればそれを処罰するという権限がないと自治とはいえないのではないか。ただそなれば発動されないという事態におかれることが多いよう考へる。

そうなるとやはり自治ではなくなってしまう。「自治」「地方自治」「國の自治」といった概念を明確化することも課題になるよう思われる。

* 入会権と「むら」

さきほどでた宝塚市内の長谷のばあい、戦後、山を売ったときどう分配するかという規定をつくっている。そのさい、部落有財産とはなにか、ということも規定しているが、そこには、山はもちろん、道路、神社も含んでいる。そして、それに關する権利はむらに三十年以上本籍をおいている者にあるとしている。ここには、法的、行政的な面からだけではとらええない「むら」をみることができる。

法的にとらええない、と言つても、誰を入会権者にするかということよいうことは「むら」の慣習に従う、と民法は決めているから、こういふばあいには「むら」じしんがもつてゐる権能がいまだ大きな力をもつてゐることである。その点では、日本にはいまだお入会林野が非常にたくさんあるから、そこにおける旧慣をどう評価してゆくかは、法律の分野でも実践的に大事な課題である。

同じ利用権といつても、本当にフラットなればあい、分家が半分とか、田をもつてなければ入れないとか格差がついているばあい、そうした類型化の作業は社会学の仕事になるのであろう。

国家の方は、新市町村の基礎がためのために、明治四十四年以降手をかえ品をかえ、入会権を弱くしようとしてきた。民法規定にもとづく入会権と、公有財産に対する旧慣使用権とでは全く異なるといふことである。

「むら」財産は、こんにち一般的には解体の方向にあるが、「山が荒らされている、山を守らなければ」という現代的、政治的アプ

ローチで青年たちが中心となつて、新たに入会関係を発生させてい
る事例もある。

* 「むら」財産の解体と「むら」

町村制公布のときに、「むら」財産の縦有から共有へと変化した
地域がある。滋賀県には割山が多い。名義は「むら」でも実際は共
有になつてゐる。宇治から南の京都もそうである。しかし、長野県
や兵庫県の但馬などは割山のなじまない地域のようである。

入会をめぐる訴訟を行つてその費用の負積を返済するために「む
ら」財産を売つた、というケースがあるが、「むら」財産は消滅し
たが「むら」は残つてゐるということになる。
宝塚の長尾山のばあいも、裁判に負けてその費用弁済に困つた。
官民有区分でとり上げられた土地の払い下げを別の裁判でとりかえ
し、それを売つて費用弁済にて裁判のやり直しにとりこんでいる。
だから、「むら」財産がなくなつたから「むら」は解体したとは簡
単に言えない。

逆のケースもある。明治十四年に官役が決まり、それ以降たびた
び訴訟をやりかけるけれども、費用がたいへんだということでせず
に今日に到つてゐる。ここでは、もはや集団としての議決機関もな
く、それぞれ別の生活をしている。それでも「むら」といえるのか、
京都の町中の町内会とどう違うかということである。
そうなると、いよいよ「むら」とは何かということになる。その
点、やはり神社（氏神）が重要ではないか。明治三十九年に一村一
社という行政が進められるけれども、これが案外遅れていてそれぞ
れに「むら」の祭りがもたれる、これが大事な点ではないか。それ
プラス「むら」の財産があればなお強くなるであろう。

○水のもつ意味も大きい。非常に公式的に言うと、山村のばあいは
山の問題で、水田を基礎とするところは水の問題であるということ
になる。

○東北地区研究会記録

期日 七月一日（土）

場所 東北大大学

報告者 齋藤吉雄・岩本由輝

出席者 菅野正・細谷昂・菅野俊作・島田隆・大川健嗣

斎藤吉雄・岩本由輝・佐藤勉・村中知子・松岡・
藤山嘉夫・安田尚・小林・谷田部武男・高橋英博・

佐藤信二・武田共治・足立

（宿題委・菅野正・大川）

[I] 報告

農村「ミユーニティ」のイメージ

— 農村自治のビジョンを求めて —

斎藤吉雄

本年度の共通課題である「農村自治の史的展開と現状」というこ
とからすると、史的展開はもろんのこと現状をも飛び越えていき
なりビジョンといった未来のふわふわした事柄をとりあげることに

なり、しかもコミュニティとかイメージといった村研ではふさわしからぬ片仮名を用いたりしたので、心中忸怩たるものがある。しかしここでは今後の農村地域社会のあり方、とくにその可能性なり限界なりを、これまで私どもが調査してきた事柄を基礎にしながら「農村自治」の問題に関連づけて考えていくことにしたい。

一、農村社会の問題状況

現代の農村社会の変動状況をかりに(1)客観的な変動(2)それに対する診断、および(3)対応形態の三つに図式的に分けてとらえるとすれば次のようになるであろう。

- (1) まず農村社会の変動状況は基本的には「農民層分解の進展」とその地域的反映としての「ムラの解体」として描かれている。とくにムラの解体は、基幹労働力をも含めた労働力の流出、举家離村、伝統的地域組織の崩壊といった「過疎化」を極とし他方都市化・工業化の浸透とともに「混住社会」の一般化が語られている。
- (2) このような農村社会の変動状況に対する診断すなわち何らかの評価的観点からの現状分析のひとつとして、かつての村研の共通テーマであった「生活破壊」をあげることができよう。しかし生活破壊の内容はたんに公害とのかかわりあいだけでなく、根本的にはひらく農民生活と生産の解体化として把えられるべき事柄であるから、出稼・兼業化、複合経営等にともなう多就業形態を余儀なくされることから結果する労働強化、後継者や嫁不足、老年者の役割喪失、そして家の解体といった諸相においてもとりあげるべき問題であろう。

- (3) このような問題状況や診断に応じて、さまざまの対応形態が展

開している。それは農民自身の内発的対応であると同時に、すぐれて農政や自治体行政の対応である。むしろ多くの場合、農民自身の対応形態は農政や自治体行政との関連において展開されてきたとみるべきであろう。今日の段階における農村自治ないし農民自治の実態はまさにそこに焦点づけられるのではないだろうか。そのひとつは、「新しい生産組織」としての営農集団の生成や協業化形態であり、あるいは個別家族經營の「複合經營」指向である。「ムラ解体」への対応としては、過疎対策としてモデル的に試行された「集落再編成」事業および最近国土庁などによって提唱されている「農村整備構想」などが着目されよう。また将来構想(ビジョン)としては、かつての農業の装置化システム化を標ぼうした「アグリシステム論」によって代表される「近代化合理化路線」を一方の極とし、他方の「小農再評価」「ムラ見直し論」によって代表される「伝統指向」なし「生活の質」路線を極として、この両極のあいだに、「集落農場化事業」(秋田県)、とか、「地域農政」「自治体農政」への着目のような「地域農業」重視・再編の諸傾向を位置づけることができるであろう。

これらさまざまな流れが、その意図や方向を逆にしながらも、今後の農業や農村のあり方「ムラ」や「集落」のあり方としての新しい農村地域社会(コミュニティ)のイメージにかかわりあっていることは明白である。したがって現段階の農村社会の問題を考える場合に、その現状分析と診断を貫いて今後の「農村地域社会」のあり方についての何らかのイメージが前提されているのである。とくに「農村自治」といったそれ 자체すぐれて価値的実践的問題領域と強く結びついている問題は、このようなイメージないしビジョンとの関連が明確にされるべきであろう。

二、集落再編成の問題

「集落再編成事業」は行政レベルでは次のように定義されている。「今後予想される地域の経済的・社会的諸条件の発展方向……に即しつつ、集落の移転統合によってその規模や配置を適正にし、また必要な施策を整備して、生産の拠点としてまた生活環境としてその機能を充実し近代化することによって、合理的な農村コミュニティを形成しようとするものである」……云々。しかし現実には、このような「再編成事業」は多様な歴史的伝統や社会構造的性格をもつてゐる既存の村落社会を対象として、そこにおける人びとの定住様式の改変を企図しようとするものであるから、このようなタマエの論理の通り動くわけではない。事実これまでの過疎対策や「集落再編整備事業」なるものの実態をみると、一時的な政治的ゼスチニアに過ぎないと思われるものや、一部官僚機構の新規予算獲得のためにの「目新しい政策実験」として利用されているとしか見られない節もないわけではない。最近ではいわゆる公害問題への関心の昂まりに較べて、過疎問題はふたたび片隅に押しやられたという感がある。しかし「集落再編成」の問題はたんにファジカルな次元での集落の配置換えや移転統合につきるものではなく、また「生活便益の確保」とか、「施設の効率的整備」による「行政投資の効率化」といった行政的な政策レベルに終始すべき問題でもない。その根源はわが国の地域社会の構造変動に起因しているものであるから、それらは過疎地域に限定されるものではなく平場の水田地帯をも含めて、現在のすべての農山村が直面している問題なのである。したがって「集落再編成」の本質は、農民層分解の地域的反映としての村落社会の解体化傾向とその解体化状況に対する地域的対応——行政のみ

ならず地域住民をひっくりくるめた形での——の先駆的形態として理解さるべきなのである。このような解体化状況に対する地域的対応の一方の極が過疎地における「離村撤収型」の再編成であり、他方の極が大規模な生産組織の整備や経営形態の変化に応じたかたちで想定される「大規模開発型」の新集落の形成とかいわゆる「アグリシステム化」なのである。しかも我が国の現段階における農村社会の構造変動とそれへの対応形態を問題にしようとすると場合、比較的恵まれた立地条件にある水稻作地域での大型機械の導入を契機とした協業化や集団栽培といった事例よりはむしろ現在の農業ないし農政の構造的矛盾がもつとも露呈しやすい過疎地域と、それ自体矛盾だらけの「集落再編成」事業の進行過程のなかにこそ、わが国地域社会の構造変動の基礎的メカニズムが探り出されるのではないだろうか。

このような観点からわれわれは「集落再編成」に関する社会学的分析の焦点として、(1)これらの対応姿勢の「地域的類型」と「階層的類型」を明らかにすること。(2)「集落再編成」事業の計画策定や実施の過程における行政と地域住民の対応過程、とくに「内部リダード」の社会的性質と役割を究明すること。(3)「集落再編成」事業の客観的機能——農民層分解とムラ解体化への作用——を解明すること。(4)かくして新たに形成される農村地域社会(農村コミュニティ)の性格とその成立と存続の可能性を探求すること、の四点に向けてきた。そしてさしあたり東北地方において何らかの「集落再編成」事業を実施している数地点の村落を対象とする集中的な現地調査を行ってきた。

いまここでその内容についてくわしく触れる余裕はないが、(4)の問題にかかるかぎりでのいくつかの問題点だけを指摘しておこう。

たとえば岩手県沢内の場合、集落再編成の「モデル事業」として

予算化された実施計画はわずか一ヶ年間の生活関連施設事業——宅地造成と住宅移転——が主であつて、新しい「農村コミュニティ」における生活の基礎となるべき「生産基盤整備計画」や「余剰労働力」の地域内消化方策等は、きわめておざなりのものでしかなかつた。たしかに「住宅の更新」「冬期交通の完全確保」「生産と生活の場の分離」「生活センターの建設」といったことが揚げられてゐるが、これらの新しい生活便益を享受していくために必然的に増加する支出に対応した所得増を可能とする条件はほとんど与えられていないのである。農山村地域において農民としてとどまるかぎり、たとえ「再編成事業」による「新住宅」で生活と生産の場が「通勤耕作」というかたちで距離的に分離されたとしても、生活者と生産者の一体性は依然として保持されていくであろう。これが原則として生産者としての企業と消費者としての家計の完全な分離を前提として、基本的にゲゼルシヤフト的原理が貫徹する「都市」の場合と決定的に異なる点であろう。したがつて農山地域での集落再編成では都市近郊での住宅団地形成とはちがつて、生活施設の整備が生産条件の整備と有機的に結びついたものとして展開されなければならぬ所以なのである。

しかし生産条件までも含めた住民の生活関心は必然的に階層的に分化し多様化している。このように分化し異質化した状況のなかで、住民の生産と生活諸関心の「共通領域」いわばコミュニティの成立根柢とは、具体的にはいかなるものをさすのであらうか。それは生活道路や広場、上下水道、生活センターのような若干の「物的施設」だけを意味しているのであらうか。一步ゆづつて、かりにそのようなものに限定して考えたとしても、それらの「共通施設」の維持管

理の負担や責任を担うのはだれなのであらうか。

農村地域における生活の安定のための条件は、そのような物的施設や利便性の問題だけではない。むしろさまざまな社会関係や集団産に対する権利義務とのかわりあい方、家関係や近隣における相互扶助の慣行などは、住民にとつては「互に気心の知れた人情のあつい暮しやすい村」という条件を作り出していたものである。それは他所者や離村しようとする人にとっては、時には厄介な社会的拘束力であるかもしれないが、同時にこれらの社会関係から離脱することは大きな精神的心理的不安をもたらすものであろう。事実「モデル事業」としてほぼ半数の世帯を「歯抜け」のような形で移転させたままで、その後の対応策がほとんど制度化されていない沢内の場合とか、既存の農村他部落の中に、集団脱農して自律性を喪失した形で移転した山形県炳窪の場合など、新集落における住民組織の形成と既存集落との調整のあり方が重大な問題となつてゐる。

計画論・組織論的視野からみても、このたびの集落再編成事業では、上からの「計画論的施策」と下からの「運動論的発想」とが混在し、両者のあまりにも安易な統合を企図したことから発生したと思われる問題点がある。とくに沢内村における集落再編成事業は、すくなくともスローガンとしては、故深沢村長の「生命行政」以来の「地域住民の生活の生命を守るたたかい」としての運動論的発想が強調されていた。しかし現実の計画実施の枠組は県や国の行政レベルによつて決定され、村当局や地元リーダーの役割はその決定された計画に対して一般住民を動機づけ、コンセンサスを確保するという努力を尽すことしかなかつた。「集落再編成」がたんに構想のレベルにとどまり社会教育なしし「生活改善運動」の段階にある

かぎりは、住民による一般的な支持と一致した内発的エネルギーを保持していたとみることができた。しかし再編成計画が「モデル事業」として具体的な実施内容が明らかとなるにつれて、それへの参加不参加は個々の住民の生活設計にかかる具体的イッシュとして各人の意思決定を迫られる問題となり、それに応じて個々の住民の生活構造の差異や階層的利害が顕在化し、部落一致の原則は破綻して、内部リーダーに対する不信感すらも発生したのである。

「集落再編成」事業は、その理念や目標としては従来の「狭隘的孤立的な生活環境を広域化し高水準なものに再開発して……魅力ある広域生活圏を形成しつつ……各農林業地域がそれぞれの地方の核都市のサービスを十分に享受しうるようになる」ことが掲げられている。しかし農山村住民自身の側にこれらの施設やサービスを享受するための内発的エネルギー、具体的にはそのための負担に耐え得る地元での所得形成力が確保されないかぎり、「都市的生活施設」や交通施設の整備された「広域生活圏」への接近も、むしろいたづらに焦燥感を刺戟し、脱農や離農をますます促進させるだけであろう。したがってモデル事業によつて形成された「新しい農村コミュニティ」なるものも、当分の間は行政の庇護と、住民の幻想的な期待や表相的な内発性に支えられて、一応の形をととのえたとしても、それはあくまでも過度的なものでしかあり得ない。

現在の資本主義体制のもとで、しかも過疎化の進行のさなかで、特定集落だけを対象とした「農村コミュニティ」の形成という企図には、当然いくたの構造的に矛盾しあう要素が必然的に含まれている。たとえば、(1)現時点での生活の便宜を求める生活の論理と、将来のために生活を切りつめて生産への投資を重視する論理との矛盾②予算にしばられた行政の年次的計画事業の執行責任と定住様式の

変革といった長期的な構造変動とともになうコミニティ形成戦略との矛盾 ③計画における住民の内発性重視と、自治体としての全村的調整との矛盾である。これらの矛盾は行政や村当局と当該集落とのあいだの矛盾として現われているだけでなく、集落と個々の農家のあいだの矛盾、さらに各農家における家族成員間の矛盾となつて現われている。「集落再編成事業」がめざしている「新しい農村コミュニティ」なるものが、これらの諸矛盾に対処できる「活力」や「自律性」そして「民主的な意思決定」といったコミニティの価値的要素(R.Warren)をはたしてどのようにして形成し維持していくのであろうか。

三、「むら見直し論」とのかかわりあい

ところが、最近の状況のなかで「新しい生産組織」「集落農業」「地域農政」といった論議において、とくに「むら見直し論」といつた形で「地域」とのかかわりあいが改めて着目され、強調されている。

たとえば「むら」が地域社会の単位として今後どのような過程をたどっていくかを、発展段階論的な近代化論とはちがつた立場から期待や表相的な内発性に支えられて、一応の形をととのえたとしても、それはあくまでも過度的なものでしかあり得ない。

玉城氏によれば「人類が生み出した共同体のひとつである農村共同社会(むら)」のなかに、新しい共同体(コミュニティー)の成立にとつて欠くことのできない基本的要件が、未熟ながらも存在しているのではないか」と言う。そして氏によれば、「農耕生活の本来的特性は自然空間と自然時間とを内部化しているところにあり」、「農村共同体における生産と労働は、本来的に生活と生産が一体化し、実物循環経済であ

つて、労働は直接的な自己労働であり、他人のための労働ではなく、それは一種の自己管理労働である」と言う。さらに農村共同体の永続性の根拠は「家屋や家具、宗教的施設、家々の配置、道路や小川の配置、そして住民の資質や感受性をも含めた歴史的ストックをもつに至ったという点に求められる」と指摘する。したがって「共同体の崩壊と無残な農村の荒廃は、外からのインパクトが強烈であると同時に、本質的に農耕社会のもつ時間性と空間性が喪失され、伝統的な歴史的ストックのスクラップ化が進行したことにある」と説いている。玉城氏のこのような所説のなかにわれわれの当面の問題である農村コミュニティについてのひとつ典型的なイメージが示されているとみなすことができよう。

さらに石見尚氏によれば、「農業集落は崩壊したといわれるが、しかし崩壊したのは自作農的集落であって、人間の地域共同体のユニットとしての集落は崩壊したのではない」と言う。氏は「農業集落は自作農的社會といつた歴史的特殊的形成された外被と、地域社會といふ人間社會の固有の本体、集落の原形質としての地域共同体一般という二重性」があり、「農村という外被を着た集落は混住社会のなかで從来の自作農的歴史的表相がとり払われて、今こそ裸の地域共同体として都市のそれと比較研究する条件ができた」のであり、「農村集落論をコミュニティ一般論の場において位置づけることができる」というふうに述べている。そして「混住社会化の進行によって自作農的農業集落における地縁的共同体的結合が解体し、都市化の進行につれて作物別グループのような利益共同社会關係へ移行する。しかし、混住社会化の遷移過程の最終段階では「そのような資本制的結合を脱皮して勤労者としての人間結合、人間的な生活欲求に基づく結合が求められるようになる」という、それは

要求の原理から責任の原理への進化、合意形成のためのファイドバッターカーを可能とする相互補完の原理に基づいた人間共存の場としての地域共同体への転化への契機がみられる」と説いている。こゝにももうひとつ典型的な新しいコミュニティー国民生活審議会地域部会報告書ばかりのイメージが描き出されている。

このようにいろいろな人が様々な立場からあるべき農村社会についての何らかのコミュニティイメージを開陳している。彼らは冒頭で触れたような現代農村社会の現状分析や評価的な診断の際にもその背後に暗黙裡にか明白にか前提されているものである。それらは「アグリシステム論やむら見直し論に至るまで、きわめて多種多様であるが、それらはまた社会学におけるコミュニティ論と何程かの共通性と親近性をもつていて。とくに「むら見直し論」は、かつてのアメリカ農村社会学におけるコミュニティ論のなかにもたどることのできるような反産業主義、反都市主義のイメージと連なる要素すら見出される。これこの「むら見直し論」は小農ないし農村擁護論として、また自然との調和を説く新しい生態学のよそおいをもちつつも、いわゆる農本主義的性格を色濃くおびている。それらは、反資本主義、反近代主義、反合理主義的イデオロギーとしてしばしば地域住民の「抵抗の論理」となることもできる。しかしそれらは、歴史が証明してきたように、きわめて容易に権力によつてからめとられ反動思想としての役割を果してきただことも周知の事実であろう。

このように「むら見直論」や「新しい農村コミュニティ論」には、きわめて重大な問題がからみついている。しかし、現実の農村社会の変動過程に即して考えた場合、われわれの「集落再編成事業」の事例からも明らかのように「新しい農村コミュニティ」の実体らし

きものはほとんど見出しができないのである。このかぎりでは「農村コミュニティ」のイメージの実体的根拠は不明であると言わなければならぬのであらうか。そしてその不明の所以をより明確化していくことこそが、むしろ現段階の社会科学者の役割なのだろう。

農民自治と農民運動

岩本由輝

一、

村研の本年度の共通課題は、「農村自治——史的展開と現状——」ということで、すでに何人かの方が「農村自治」ということをめぐつて、それぞれの見解を明らかにしておられる。それらのなかで、とくに「研究通信」の一〇号において、安原茂氏は「農村が農民の構成する社会である限り、△農村自治△とは、△農民自治△にはならないし、そこに問われるのは、いかなる農民がいかなる自治をいかにして可能にしうるかという問題にはかならない」（傍点原文）と述べ、また島崎稔氏は「住民の諸要求を実現する運動としての「地方自治」と、国民の統治構造の一環としての「自治体」または「地方自治制度」、この自治体によって行われる「地方行政」、このぐらいの区別はつけて、その相互の関連を問うところに課題がされることを知つておいた方が都合がいい」（傍点原文）と主張されており、私もまさにその通りであると思うわけであるが、ただ現実に日本の第二次世界大戦前の各時期における「農村自治」を検証

しようとするとき、それは必ずしも「△農民自治△にはかならない」といった形では現われず、さまざまに屈折した姿でしか、それをとらえることはできない。そして、あるいは、そうしたことは現在においても、いえるのはなかろうか。とにかく、第二次世界大戦前の具体的な事例を追つて行くと、「自治」とか「革新」ということは、もつばら右翼用語で、今日、私たちが使つているような意味では決して用いられていないかつたということを銘記しておく必要がある。

山形県では「農村自治」の問題を取り扱つて行くと、必ず山形県農村自治講習所というものにつきあたる。このことを抜きにして、山形県では現在でも「自治」ということは語れないし、それを媒介にして「農村自治」・「農民自治」を論ずる場合、どうしても農本主義の方向に引きつけられてしまう。それは、山形県自治講習所の出身者が現在でも山形県庁や各自治体、あるいは農協関係のかなりの地位にいるからであるが、彼らが加藤完治あたりに指導された意味での「農村自治」に今でも相当の親近感を持つていることは否めない事実である。彼らは、第二次世界大戦後の風潮のなかで、これまでそうした考え方をあまり表に出さないでいたが、今日のような農村の状況を見るにつけ、やはり加藤のやつたことには個々に誤まりがあつたとしても、全体としては正しかつたという認識を持ち、最近の「むら」の見直し論とか共同体の復権論とか地域主義といった風潮のなかで大いに鼓舞されているということを、私としては大いに肝に銘じて置かなければならないと感じている。

これまで、いわゆる進歩派は、農本主義とか右翼とかいうものに對して、それを単なる時代錯誤的な存在として、戯画的に扱うこと多かつた。しかし、そのようなやり方が通弊化している状況のも

とでは、実はそうすることによって農本主義や右翼をみずから意識のなかで矮少化して嘲笑し、自己満足的に安心感をえているのにすぎないのであって、かえってことの本質を見失なわせる結果に陥っているのではないか。とにかく、「農村自治」ということが、かつてにおいては、私たちが考えているものとは対極的な意味で用いられてきたという事実は見逃せない。その基盤となつたものは決して失なわれていないのであるから、第二次世界大戦後の民主化の成果を過信する姿勢が、もしあるとすれば、いささか安易といわざるをえない。その点をきちんと見すえることから、本年度の共通課題の論議は展開されて行く必要があろう。

山形県自治講習所は、大正四（一九二五）年一二月一六日に山形市六日町に山形県が当時すすめていた大正天皇即位大典記念事業の一環として開設されたもので、地方自治振興の上から必要な農村における指導的中堅人物の養成をめざし、那須皓の「国民高等学校と農民文明」において説かれているところを設置にあたつての基本プランとしている。そのさい、山形県としては、農村における指導的中堅人物の養成という名目で、具体的には自治行政担当者の養成機関とすることを意図していたわけであるが、初代所長として迎えられた加藤完治は、その教育方針として、單なる自治行政担当者に対する法制や事務の講習を行なうのではなくに、農村の中堅指導者の育成に重点をおくことを公然と表明し、箕谷彦の「皇國精神をふまえた農本主義による精神教育の実施」ということを正面から打ち出している。そして、加藤は所長をつとめるうちに、生徒から二、三男の就農をいかにするかといふさし迫った相談をしばしば受け、また農村の実状を視察するうちに、耕地問題の解決が緊急の要務であることを痛感し、高冷地開拓と農業移民の推進を説き、そのための

実習機関として大正九（一九二〇）年九月九日に講習所の実習農場である大高根青年修養道場を開いている。その結果、のちに朝鮮への農業移民や満州への武装移民が行なわれるまいに、この講習所および道場から多くの参加者をみるとなるのである（「山形県史」拓殖編、一九七一年三月）。

この間、加藤は自治講習所にデンマークの国民高等学校制度を取り入れることを主張するようになるが、講習所そのものは山形県の機関であるため、必ずしも加藤の理想とする方向には改編されなかつた。そこで、加藤は、大正一四（一九二五）年四月に開校された日本国民高等学校の校長として転出し、講習所は加藤の直弟子西垣喜代治に継承される。しかし、それからも、もちろん加藤との関係は続き、すでに行なつてきた朝鮮への農業移民に加えて満蒙開拓ということが具体的な日程にのぼつてくるとき、山形県自治講習所と大高根青年修養道場は、「自治」と名目で、日本の大陸侵略政策の尖兵の役割を果して行くこととなるのである。すなわち、昭和七（一九三二）年八月一六日、満州への第一次武装移民の派遣が決定されたとき、大高根青年修養道場の一五〇名は、岩手県の六原農民道場の一五〇名、友部の日本国民高等学校の二〇〇名とともにこれに加わることとなり、一〇月三日に明治神宮で屯墾軍を結成し、一〇月八日に大連に上陸して開拓に乗り出している。開拓といつても現地農民を武力で追い払つての入植であつたらしいが、昭和一〇（一九三五）年四月には、大高根農民修養道場の出身者たちは、山形県の分県・分郷としての弥栄村を発足させるのである。（同上）。

さらに、昭和八（一九三三）年四月一日には、山形県南村山郡上山町に、山形県立国民高等学校が設立されているが、その「設立ノ趣旨」をみれば、当時の「農村自治」ということばの意味すると

ころがかなり明らかになると思われる所以、つぎにその大要を引用する。

国民高等学校トハデンマークニ発祥シ……我が山形県立国民高等学校ハ其ノ直訳ニアラズ、其ノ模倣ニアラズ、実ニ日本皇道毛義ノ理想ニ立脚シ、現実ニ即シ以テ日本独自ノ農業教育ヲ行フ学校ナリ……

而シテ教学ノ理想目的トスル所ハ農村中堅人物ノ養成ニ在リ、サレバ本校生徒ハ第一ニ、農業農村ヲ熱愛シテ茲ニ安心立命シ、土ニ生キ土ニ死スル農民道念ノ権化タルヲ要ス。第二ニ、日新日進ノ農業生産技術ヲ會得スルハ勿論、農業經營、農家經濟ノ方面ニモ聰明ト教智トヲ要ス。第三ニ、単ニ有為ナル農夫タルニ止マラズ、農村自治民トシテノ自覺ノ下ニ農村機構ニ通曉シ……農村振興、農村文化建設ノ先覚指導ノ責ヲ分チ、以テ皇國弥榮ハ為メニ一身ヲ挺スル愛國的農民タルヲ要ス。第四ニ、海外發展拓殖移民ハ吾が建国精神ノ發露ナリ……故ニ農民タルモノ宜シク皇道農業ヲ一天四海ニ恢弘スル雄大ナル拓殖精神ヲ堅持スペキナリ。之ヲ要スルニ、日本伝統ノ農民道念ト時勢ノ進運ニ伴ヒ農業經營ノ修練トヲ積ミ、世ノ中ヲ提ゲ追ヒ進ム大理想ト大信念ニ立ツ、國士的、農民ヲ養成セントスルモハナリ（菅野正「近代日本における農民支配の史的構造」御茶の水書房、一九七八年二月、傍点—菅野氏）。

二、山形県の農村

山形県の農村には、このような右翼的な農本主義の運動に吸収されて行くエネルギーがあつた。「狭い日本にや住みあきた」という掛け声とともに、大陸進出にそのエネルギーが向けられて行くことになるわけであるが、これに対し、それと基盤を同じくするところから、近代的な農民運動の形成もみられてくる。ただ、この農民運

動も、さきの「農民自治」と同一の基盤が生じてきていることから、昭和一〇（一九三五）年前後には結局、同じ次元のこと、つまり皇國農村体制に収録して行くことの意味は重要である。しかし、そこでは「農村自治」と「農民自治」といった表現はみられないけれども、とにかく、その運動の展開の過程で、事実において地主に対する「農民自治」を達成して行ったことも忘れてはならない。

山形県の小作争議の発端は、明治三〇（一八九七）年あたりから国家的な規模で推進された耕地整理とか河川改修とかの事業とのかわりにおいて生じてくるが、私の場合、いわゆる寄生地主制というものが日露戦争前後に確立されるという視点を持つてゐるわけであるから、小作争議はまさにそうした地主への対抗という形でひきおこされるということになる。もちろん、当時の争議はなお地域的に散發的で、組織的な広がりを持つまでにいたつておらなかつたが、ます小作料減免要求闘争として起り、地主が土地取り上げで対応するとき、小作地取り上げ反対闘争をくりひろげるようになる。こうした闘争のなかで、一番盛りあがりを見せたのが大正二（一九一二）年に庄内の鮑海郡平田郷に起つた義挙団運動であり、その指導者は渡辺平治郎であつた。

このような前史をふまえながら、大正一三（一九二四）年頃から近代的な農民運動が山形県においてもみられるようになるが、その場合、政党支持の問題などから、右翼の組織まで含めると、山形県には五つの運動の流れをみることができる。

第一の流れは、庄内の鮑海郡平田郷を中心に出でてくる日本労農党一中間派一合法派支持の運動で、日本農民組合鳥海支部→鮑海郡聯合耕作組合聯盟→庄内耕作組合→日本農民組合山形県联合会→全日農民組合山形県联合会→全国農民組合山形県联合会→山形県農民

組合→大日本農民組合山形県联合会という系譜をもつて描かれ、指導者には庄司柳蔵や小島小一郎などがあつたが、大正一三（一九二四）年八月一日の羽越本線の開通によつて日本農民組合新潟県联合会の応援のもとに本格的に組織されたところに特徴があり、若き日の浅沼稻治郎とか三宅正一などと人脈的なつながりが深いし、そうした性格は今でも一貫して続いている。第二次世界大戦後は、ここを足場に、山形県二区から上林与市郎、現在では阿部昭吾を代議士として衆議院に送つており、最近では阿部が社会民主連合に移つたため、組織そのものもほとんど社民連の支持団体になつてゐるよう見受けられる。いずれにせよ、山形県の農民運動としては時間的に一番永続しているもので、農民運動は社会運動の一つではあっても、決してイコール社会主義運動ではないという視点に立てば、もつとも農民運動的な色彩を強く持つてゐるものということができよう。その点を少し具体的にいえば、産業組合運動が出てくればそこに積極的に入り込んで主導権を握り、また農事実行組合ができればその指導層になるという形で、体制を利用しながら、結果的に体制にとりこまれることはなつても、とにかく生産農民の中核として存在し、第二次世界大戦前においては、いわゆる寄生地主に対する生産農民自身の抵抗の中核として、第二次世界大戦後においては、いわゆる自作農体制の要となってきたのである。

第二の流れは、西村山郡谷地町を中心とした村山の農民運動である。この方は、労働農民党一左派支持で、やがて非法派となつて行くものであるが、指導者としては秋山直吉や佐久間次良などがいる。この組織は、庄内にまず出来た日本農民組合山形県联合会が日本労農党支持から全日本農民組合に移行したため、別に日本農民組合山形県联合会を結成したもので、中央における日農と全日農との

統合によつて全国農民組合ができたとき、その山形県联合会となる。そして、庄内の運動も、この時点で一たんこの方向をたどり、全農山形県聯として統一するかにみえたが、結局は運動方針などの違いからそれができず、山形県農民組合といふ地方農民組合に転化したために、それ以後、山形県内の全農の組織は、庄内に竹内丑松、置賜に金子泉らの動きはあつたとはいゝ、ほとんど村山だけといふことになる。しかも、この全農山形県聯は、やがて全国農民組合全国会議派山形県評議会となり、さらに全農全会派のなかでも、当時において日本共産党中央委員橋田里見にスパイの疑いをもつて查問しようとした日本共産党多数派の線につながりながら、治安維持法の彈圧の上で昭和一〇（一九三五）年頃までに組織を壊滅させられている。今日、日本共産党中央委員会あたりは、この村山での運動について山形県における農民運動の輝かしい伝統といつた評価を与えていたけれども、第二次世界大戦後の村山における農民運動とは系譜的なつながりはまったく持つておらず、かつてこの運動の地元における中心とたつた人々のかなりの部分が第二次世界大戦後にはこの地方におけるもつとも反動的な勢力となつてゐる。

第三の流れは、北村山郡大高根村を中心に最北でみられた日本農民党または社会民衆党支持の右派の運動で、全日本農民組合同盟→全日本農民組合系や日本農民組合総同盟系とつながりを持ちながら、日本農民組合山形県支部联合会とか日本農民組合山形県联合会とかいう組織を作つてゐる。しかし、この流れの全日本農民組合や日本農民組合は、第一と第二の流れの全日農や日農とはまったく別組織である。周知のように、農民組合の名称は、ある組織が改称すると、別の組織がその名称を名乗るということが往々にしてあるために、左派と右派とが錯雜してみえることがあるので注意しなければなら

ない。なお、この流れは、須貝快天らとのつながりが深く、地元での指導者は青柳重平であるが、あまり大きい運動に成長することはなかつたようである。

第四の流れは、米沢市を中心とする置賜にみられた動きで、政党としては国民同盟→東方会につながる右翼的なもので、このなかから台頭するのが現在の自由民主党田中派の領袖木村武雄である。木村は、置賜農民同盟を組織しながら、昭和一一（一九三五）年前後で最も少の衆議院議員として華々しく登場し、置賜農民同盟を中心核に東北皇國農民聯盟を作り、さらに山形県農民同盟を結成をすすめ、石原莞爾とのつながりのもとで東亞聯盟としての運動を開いて行く。そして、この流れは、第二の流れが潰滅させられてのちの村山地方に入りこんで、かつて日農山形県聯に属していた農民たちを吸収して行つた。さきに、私は農民運動と、農本主義的な、いわゆる「農村自治」とは同一の基盤にあつたと述べたが、村山地方におけるこうした動きはそのことをもつとも端的に象徴している。木村はやがて東方会の代議士となるわけであるが、第二次世界大戦後も木村が山形第一区から代議士に連続当選する地盤は、もちろん置賜にあるとはいえ、西村郡谷地町（現河北町）からもかなりまとまつた票が木村に投げられている。第二の流れのところでみたかつての農民運動の中心になつた人々のかなりの部分が第二次世界大戦後、この地方のもつとも反動的な勢力になつているというのは、実はこの木村との関係と深くつながつているのである。ちなみにいえば、石原莞爾の思想を体した右翼政党協和党が小さいながら現在も河北町と山形市に存在しているが、その幹部の一人はつい最近まで河北町の助役をつとめるなどしていたのであり、その人に対する信望はその人柄もあつて決して低くないのである。

第五の流れは、庄内で昭和一一（一九三六）年八月に結成された皇道自治会で、東田川郡大和村や藤島町を中心に運動が展開されたが、その指導者は佐藤慶治郎であった。組織の性格は、名称の示すように、皇道主義と農本主義を掲げた右翼的なものであつたが、第一の流れが産業組合運動の方向にすんで農民運動としての色彩を後退させていたとき、「時期、相当の勢力を持つにいたるのである。しかし、そのさい、第一の流れは、農民運動として後退をして行ったといつても、この動きとは、はつきりと一線を画していったようで、この点は、第二の流れに入つた人々のエネルギーが石原莞爾系の運動に吸収されてしまつたのとはかなり異なつてゐるといえる。私が第一の流れがもつとも農民運動らしい農民運動であつたといふえんは、実にこうしたところにあるのである。

三

山形県内の農民運動は、その間に時間的ななれを含みながら以上のような五つの流れがあつたわけであるが、このうち、同時期に存在した第一と第二の流れが、中央における全日農と日農の合併によつて全農が成立したにもかかわらず、結局、統一できなかつたのはなぜであろうか。

その理由としていくつかの要因を挙げることができると、その一つとして折から行なわれていた自作農創設維持政策への対応の違いがあった。もちろん、庄内の運動においても、この問題については対応のしかたが一色ではなく、庄司柳蔵のようにこれを積極的に利用しようとして、一時期、全日農県聯から離れて、庄内耕作聯盟を再組織したグループと小島小一郎のように消極的態度を持したグループとの差はあつたが、両者はやがて山形県農民組合の結成時点において合流し、その頃から運動としては協調的色彩を強めながら、

現実の生産力担当層としての自覚のもとに産業組合とのつながりを深め、その中核部分を構成するようになつて行つた。これに対し、村山の運動は自作農創設維持政策に明確に反対の態度を打ち出し、無償解放論の立場からその前提としての耕作権確保闘争を開拓する。

つぎに、滞納小作料の処理をめぐつて、庄内の運動においてそれを組合の借金という形に持ちこもうとし、地主側に昭和株式会社といふ土地管理会社を作らせるという方向に進んだが、村山の運動においては、さきの耕作権確保闘争の一環として借金棒引き闘争をおこすため、當時、全国的に有名になつた小田島事件をひきおこしている。

さらに、イデオロギー上の対立では庄内の運動が合法派の線を守るとしていたのに対し、村山の運動がダラ幹攻撃を展開したが、このことが当時の警察に庄内の運動の指導者である庄司柳藏や小島小一郎を詐欺横領の容疑で逮捕する口実として利用されたことは見逃せない。また、村山の運動は非合法派としての性格がはつきりしてくるとき、治安維持法の取締対象となるが、それは小田島事件を契機に徹底した弾圧をおこむことになる。いずれにせよ、当時におけるファシシズム化の情勢のもとでは、國家権力は合法派、非合法派のいかんを問わず、農民運動の存在そのものを許さなかつたわけであるから、詐欺横領事件であれ、治安維持法違反事件であれ、それによつて組合の信用をなくし、それを地域の農民から浮きあがらせることに躍起になつてゐたのであり、その意味で両者の分裂による抗争は、結果において弾圧は不可避免であつたにせよ、弾圧を引き出す口実となつたことは否めない。

このように庄内と村山の運動には非常に対照的な違いがあるわけであるが、そこには庄内と村山の村落構造のあり方、とくに農民の

階層構成の差が反映しているといえよう。庄内の運動は小作上層から自作農を中心としているところに特徴があつた。庄内の農業経営の規模は一般に大きいわけであるが、そのことは、庄内にありながら日農県聯→全農県聯のメンバーとして活躍を続けていた竹内丑松が村山の運動の応援に来て、「農民というのは、こんなに貧しいものか」ということを知つたと述懐しているのは象徴的である。とにかく、小作上層と自小作層からなる庄内と貧農を糾合しようとした村山とでは運動の質に最初からずつと違いがついてまわつていたといえよう。

村山の場合、貧農プラス地元のインテリ、それに旧制山形高校の学生が加わり、実際には山高の学生イニシアティヴのもとで運動が組織されたために、非常に観念的な左翼主義、闘争至上主義につばしの傾向が強かつたことは否めない。そして、全農全会派のなかでも日本共産党多数派につながつて行くという経過をたどつた。その結果、治安維持法による弾圧をまともにおむるわけであるが、その過程で貧農・地元インテリ・山高学生という運動を構成した三者がそれそれたどらされた帰郷には非常に興味深いものがある。まず、外部から参加した山高学生たち、彼らはいずれも卒業と同時にあるいは中退したり退学処分となつたりして運動に参加した者であったが、彼らの指導する運動が治安維持法に触れ、天皇制と対決するものであることが明らかになつてきたとき、彼らよそ者は「石をもて追われるごとく、谷地町から追い出されてしまう。また、地元インテリは、よそ者でなかつたために、『むら』に留まつて生きて行くには単に運動を離れるという以上の身のあかしを立てる必要から極端な転向を強いられた。秋山直吉について二代目委員長をつとめた佐久間谷雄など、みずから組織の切り崩しの先頭に立つたり、

また、砂田重蔵は、やがて特高刑事としてかつての仲間を取締る側にまわっている。さらに、青木明義は、この時点での転向後の動きは明らかでないが、第二次世界大戦になつて P.T.A. 会長として日本教職員組合の組織が谷地町の小中学校に作られようとしたとき、積極的な妨害活動に狂奔している。ここに天皇制というものが一人

一人の人間に重くのしかかっていた状況というものをいまさらながら痛感せざるをえない。それから、これはあまり知られていないことであるが、「石をもて追われた山高出身者たちも、たとえば秋山直吉など、同級生に新興財閥の森コンツエルンの一族がいた関係で、そこに拾われ、昭和アルミという会社の重役になつていている。たしかに、谷地に離れた時点では転向せず、「石をもて追われ」、そして逮捕されても、結果的には農民運動とは位相を異にするところに生活の場を求めて行つているわけである。しかし、このような形で、よそ者はいなくなり、地元インテリは一八〇度の転向をしてからも、農民運動を必要としたような貧農の状態はまったく變つてはいなかつたのであるから、そこに石原莞爾の思想を掲げた木村武雄の運動が全農にかわつて入りこんでくることとなつたのである。太田吉太郎という日農県聯の結成時からの組合員が、全農のなくなつたのち、地主に対抗する必要から木村武雄の運動に加わることになつたといつていいことはなかなか重要である。このような人々にとつて農民運動が教えて行つたものは、集団して地主にあたるのが一番有効であるということであり、それはさしあたり右の勢力であつたの勢力であれ構わないという認識を農民たちに持たせたことであつた。庄内に皇道自治会が出て来たことも、庄内の伝統的農民運動にかかわつて来た人々はこれと一線を画してはいたとはい、とにかく現状に不満な農民のなかに地主と対抗するにはイデオロギーは何

であれ集団を持つてやることがもつとも効果的であるという考えが醸成されたことと決して無関係ではなかつたのである。

四

ここで国や県、さらに市町村の実施した「農村自治」政策について一言しよう。

昭和七（一九三二）年一〇月に農林省訓令第二号として「農山漁村経済更生計画ニ関スル根本方針」が出され、それにもとづき「農山漁村経済更生計画助成規則」が作られているが、いわゆる経済更生運動というのはこれによつて推進されたものである。山形県では、早速、山形県振興委員会を発足させ、昭和七（一九四二）年一一月から昭和一〇（一九三五）年一二月にかけて、その指導のもとにいくつかの市町村を指定して経済更生計画が作られているが、現在の山形市域に属する村として、南村山郡南沼原村・滝山村、東村山郡大郷村・金井村・出羽村・大曾根村、南村山郡木沢村、東村山郡楯山村、南村山郡本沢村・東沼村・柏倉門伝村において作られた計画書が残つてゐる。これら計画書は一定の雛型にもとづいて作られたもので、「拳村一致ノ自覚」のもとに、「一、自力更生信念ノ確立、二、生産能力の拡充、三、自給生活ノ充実、四、経済組織ノ改善、五、協同組織ノ整備」といったことが目標に掲げられており、その実現の方法はもつばら農本主義的な精神主義に求められているが、その本意とするところは、国や県は金は出せないから、農民たちにとにかく「自治」でもつて更生をはかれという点にあつた。それが行政がこの時期にすすめた「農村自治」の実態であったのである。極端とも思える精神主義の強調はこうした実態と実は裏腹の関係にあつたとみることができよう。そして、これに天皇の内帑金をもつて作られた郷倉や三井・三菱の義捐金をあてた作業場が結びつ

いて来る。

山形県の場合、経済部長田村治が先頭に立つて郷倉の普及をはかり、また五人組制度の復活をもつて農村更生の実をあずようとしているのである。この田村 という人は共産村落の研究などの業績を有する研究者でもあつた。また、当時、県の経済部や民生部によつて刊行された「更生叢書」と銘打つた一連のシリーズでは、とにかく「自力更生」のキャンペーンが華々しく行なわれているが、東田川郡羽黒町松ヶ岡にある松ヶ岡開墾場が武士的共産村落としてそのような「更生運動」のモデルとされているのも注目される。ちなみにいえば、この開墾場は、明治五（一八七二）年に鶴岡藩の旧藩士による士族授産事業としてはじめられたもので、特質な土地共有制度を持ちながら、農地改革後の今日にまでいたっている（岩本由輝「松ヶ岡開墾場における士族授産事業の展開」、「歴史の研究」第一四号、山形歴史学会、一九七二年一月）。

「自力更生」といえば、昭和七（一九三二）年八月の、いわゆる「時局匡救—救農議会」と称された第六回臨時議会で決定された救助金を出して道路の建設や改修など土木事業をおこし、窮乏した農民に対し現金収入の途を講ずるという緊急の目的をもつてなされたものであった。私はいまこの点について、福島県相馬郡の阿武隈山中の飯館村、当時の新館・大須組合村と飯曾・石橋組合村における救農土木事業の展開をみて、その事業の実施にあたつて国や県から補助金が来ても、それが満額でないことから村財政を現実に非常に苦しめることになつてゐることがわかる。しかし、とにかく地元負担をやらなければ事業を達成することができないから、村税の制限外課税や受益者に対し指定寄附を求め、それを採納して何と

か切り抜けようとする。ところが両組合村とも、すでに村税の滞納額が三割を上まわつて、状況のもとでは制限外課税をやつても滞納率が増すばかりであった。そこで起債ということになるが、これも必ずしも順調に行かず、国や県の補助金年度内消化にあわせて個人などからの短期借入、そして借替で切り抜けることになる。しかも、それを専決によって行なうことから、新館・大須組合村では村長の佐藤章と助役兼収入役の青田吉雄が業務上横領事件などを派生させている。また、国や県の補助金が年度途中にしかも何回にも分けられて来るために、予算の追加更生を頻繁にやらなければならなくなつてくる。つまり、補助金に頼らなければならない財政状況では、当初予算は非常に名目化してくるようになるが、今日の、いわゆる「三割自治」の渊源は、こうしたところにまでさかのほれるのではないかろうか。このような事態の進行のなかで、昭和一〇（一九三五）年一月一〇日に飯曾・石橋組合村の村長の今野確造が内閣総理大臣・内務大臣・大蔵大臣あてにつきのような意見書を提出しているが、その内容は、

意 見 書

地方財政調整交付金制度ヲ速ニ設定セラン
ンコトヲ望ム。

理 由

近時町村財政ハ法令ノ他ニ依ル義務負担ノ増嵩ト財源ノ涸竭トニ依リ殆ト經理不能ニ陥リ、今ヤ寢ニ憂フヘキ情勢ヲ以テ推移スルノ止ムナキ状態ニ在リ。之ヲ匡救シ、國民負担ノ不均衡ヲ是正スルハ、当ニ刻下當面ノ喫緊要務タリ。政府ハ宜シク地方自治体ノ財政力ト税源分布ノ実情ニ鑑ミ、速ニ地方財政調整交付金制度ヲ実施セラレンコトヲ切望ス。

右町村制第四十三条二依り意見書提出候也。

というものであった。財政的裏付けなしの「自力更生」という名で行なわれる「自治」に対しなされた地方自治体の首長の悲鳴ともいえる訴えということができよう。

五

ところで、現在において、「農村自治」あるいは「農民自治」という問題を考えて行くとき、私は「共同体見直し論」とか「むら見直し論」といったものにはよほど注意してからなければならないといふものの主張をここでもまた強調しておく必要があると考える。たとえば、色川大吉氏が「部落成員の平等主義の原理」にもとづいて、「『出すきたクギは打て』、極端な富と力の寡占化、タテ社会化は、共同体の命となりになる。そこでムラ内の平準化を求める自浄作用が生じ、富豪が懲罰にあう世直しの祭りが行なわれるのである」とか、「部落共同体に内在している抑制原理は、しばしば部落内の一一致と平準化をめざす方向で働く」(色川大吉「近代日本の共同体」、鶴見和子・市井三郎編『思想の冒険』筑摩書房、一九七四年八月)とか述べていることを承けて、平山和彦氏が、

私は、色川氏のこうした発言がアブリオリなかたちでなされていいる点にいささか疑問を感じるのだが、しかし私としてもかかる指摘はおそらく当つているものと考えている。たとえば、きだみのるが以前住んでいた八王子市下恩方の辺名という一四市からなる小部落(……)では、親方とよばれる世話人一名と二人の補佐によつて部落の運営がとりしきられているが、部落内には一種の平等の原理が働いているという。すなわち、きだの表現によれば、「世話人が寄付に吝(けち)な出し方をすると子方、例えはニコヨンは笑う自由がある。——へえ、それんべえ出して世話人

に立たられるんじゃここは余っぽど好え部落よな。すると世話人はシブシブ金額をふやす」というのである。またこの寄合では多数決でのことを決めず、「部落を一本にしほる」と称して必ず全会一致にもつていくという。

私が調査した長崎県対馬の大字廻という部落では、区長に、任されると部落の人々を全員招待し、飲みだけ酒を出す慣習があり、出費がかさむということである。第一次大戦中の記録では、区長に初めて当選したものは部落(金八円の披露金を差し出すことが義務づけられていたなお、廻部落の戸数は一八七二(明治五)年に三八、明治末から大正期にかけては三三戸で、これがみな対馬地方一般にみられるホンコ(本戸)であるが、その後よそからの寄留者と分家によつて一九六九年当時は五〇世帯。本戸のうち一〇戸は「士族」で、少なくも大正期までは区長は「士族」一〇戸の廻り番であった。寄合での議決は、区長がその場の空気みて多少の不平はあっても決定し、後で文句をいわせない、という。そういう事例を挙げ、「辺名部落における親方の寄付と廻部落における区長の宴会との間にはある種の共通性が指摘できるであろう。すなわち、いずれも一種の△有名税△もしくは△反対給付△であり、これらは平準化のいみをもつということである」(平山和彦「近代における共同体覚書」、「史潮」新二号・特集へ共同体の歴史的意義、弘文堂、一九七七年七月)という主張を行なつてゐる。しかし、こうした事例は、決してそのいごとき共同体の平等性や平準化の状況を示すものではなく、むしろ共同体がその本来の性格を失なつてゐることからくる親方や区長の統治策の一つにすぎず、しかもそうした過程で行なわれる「部落を一本にしほる」という形での全会一致、反対はあっても反対することができないようにして行く

やり方は、明治以降、共同体としての本来の機能を失なったにもかかわらず、個人の自立を妨げる疑似共同体として国家権力から存在を容認されて十二分に利用されたものにすぎないのである。そこには、親方や区長のおこりにたかる物質的根性があるだけで、「平準化」とか「平等性」とは無縁のものであり、そのようにみるのには、ためにする共同体の美化に通ずるのみである。村ぐるみ・部落ぐるみの選挙違が、おきる原因はまさにこうしたところにあるのである。平山氏のように気楽な共同体評価の視点に立てば、助役選任をめぐつてひきおこされた山形県の南陽市や尾花沢市の贈収賄事件などはもともと模範的な「農村自治」。「農民自治」ということになりかねないのである。このような事件をみずから進歩性を誇示するために地方の後進性の象徴とみなす考え方も頂けないが、その裏返し的などらえ方もまた始末が悪い。私たちは、これらの事件が決して「今は昔の物語」としてではなく、眼前において行なわれている現実を直視しなければならない。それなしに「農村自治」・「農民自治」などをすすめれば、疑似共同体の呪縛にみずからはまりこんでしまうことになる。

また、共同体の問題を考えるとき、これを自然村の概念とはつきり切り離して考えることが是非ともなされなければならない。鈴木栄太郎のあげる農村にみられる「行政的地域集団、近隣集団、氏子集団、檀徒集団、講中集団、経済的集団、官制的集団、血縁的集団、特殊共同利害集団、階級的集団」の「十種目」（鈴木栄太郎著作集第一巻、未来社、一九六八年四月）はいずれも超歴史的なものにすぎず、共同体にとっても本來的な労働組織や生産組織が入っていないことからみて、鈴木が自然村理論を構築するにあたつて対象とした農村はすでに共同体ではなかつたことがここでは立証されていることに気づく必要がある。それにもかかわらず、自然村

旧藩政村＝共同体といったシェーマが結構まかりとおっているのは、私にとっては奇異というほかはない。その意味で、私はあえて自然村理論と共同体理論の峻別、あるいは共同体理論の自然村理論からの抉別を主張するのである。

また、玉城哲氏は、「伝統的な部落の機能が麻痺してしまつたまゝ、やはり共同体にかわる共同社会的な資源保全のシステムが必要になつてきている」とし、「コミュニティの再生が必要だ」と主張しているが、そのさい、「それは部落の復活ではなく」「個人の人格的自由を基礎にした「市民的」な共同社会をどのようにつくりあげゆくか」ということなのであり、「イエ連合的なムラを創立」ところに、新しい地域的な連帯を見出してゆくことなのである」と述べていることは、私にとってそれなりに説得的である。しかし、玉城氏が「私はムラを復活しろとか、村落共同体の社会をそれ自身として再評価しろとかいつてゐるわけではない」とことを強調し、「ムラがもつていていた個人の人格の成長にたいする否定的作用を重視しているつもりである」といしながら、「それにもかかわらず、ムラや村落共同体、そしておそらく共同体そのものがもつていた人間生活にとつて欠くことのできない原理的な要素を再評価することが重要だと考えていい」のであり、「それを現代の社会、あるいは将来の社会への導きの手がかりとすることはできないのか」（玉城哲「稻作文化と日本人」（現代評論社、一九七七年九月））といふ問題を提起した部分にはいささかひつかるものがある。ここで玉城氏のいっている「共同体そのものがもつている人間生活にとつて欠くことのできない原理的な要素」というのがもう一つはつきりしない。そして、もし、そうしたものがあつたとして、それだけを、「共同体の人格の成長にたいする否定的作用」から分離して抜き出すことは

可能なのであらうか。私はそれを原理的と呼ぶかどうかは別として、共同体の本来的なものは労働組織・生産組織であると考えており、生産力の発展によつてそうしたものがなくなつたところにいくつかの共同が存在していたとしても、それらはもはや共同体という有機的結合体を意味するものではないはずである。そのような共同はつねに必要に応じて作られたり、必要がなくなければ解消して行くのであって、それが水なら水をめぐる利用組織ではあっても、そのよな单一の機能による地域的なつながりを共同体といふ次元でとらえることはできない。もちろん、人間にとつてつねに共同生活圈といつたものは必要であり、また共通文化圏といったものも存在するわけであるが、それこそ玉城の志向する「個人の人格的自由を基礎にした「市民的」な共同社会」というべきものではなかろうか。しかし、それが有機的な結合を意味する共同体に何らかの形でつながりを持たせようとすれば、結局、「個人の人格の成長に対する否定的作用」を排除することができず、「個人の人格的自由を基礎にした「市民的」な共同社会」とは矛盾することになることは否めない。よしんば、「個人の人格的自由を基礎」にして成立する近代社会、資本主義的な商品経済社会が商品の物神性に規定されて人間疎外的状況を生み出すとしても、そうした状況からの回復のために共同体を持ち出すことは安易であり、やはり危険といわざるをえない。

最後に、共同体の見直し論者の中には、現代を人類にとつての危機としてとらえて、資本主義も社会主義も超えてといふ方向へ議論を展開するかのような傾向すら見受けられるが、こうした考え方からは社会主義はみずから意識の上で実に簡単に「越え」ることができる、決して資本主義を超えることはできないのである。しかし、今日のように、社会主義を僭称する体制はこの地球上に數

多くあらうとも、それらはすべて社会主義ではないといふ以外に社会主義にとつて救いはないと思えるような現象の多い状況のもとでは、資本主義も社会主義も超えてといつた議論が結構な大きい力を持つてくることになるのではないか。村研の共通課題である「農村自治」の問題も、そうしたことを十分に念頭に入れた上で、具体的な歴史の展開をふまえながらじっくりと考察を加えて行く必要がある。ただ、その場合、研究者が「農村自治」を「農民自治」としてとらえ、みずからイデオロギーにおいてそこに「革新」を期待して思い入れをするならば、やがてその研究者はみずから映画「七人の侍」のラストシーンのなかに見出すことになるであろう。

[II] 討論要旨

◎討論は、齊藤・岩本両報告を一括して行なわれた。

◎菅野（正）（司会）……今日の両報告に即して農村自治を考える場合、次の二点がポイントとなろう。第一に、農村の自治的生活活動に対する農民の関わり方（右翼的・農本主義的なものや左翼的影響をもつたものなど）と、国家・地方自治体の関わり方の、両者がどう関連しているかという問題であり、第二は、農村自治の今日的問題性が良かれ悪しかれ「村落見直し論」の評価にかかるわりをもつていていう点である。

◎細谷……岩本報告は農民運動の次元で、同じ基盤の上で左翼的農民運動が右翼的なものに吸収されていることを述べたが、これは

村落構造の次元でもいえるのではないか。戦前の農村自治を考え

る場合、①地主制、②耕作農民上層、③それらを吸収する体制の側の機構の関連が問題となる。保守対革新という「二軸的発想」では把握できない。

◎岩本……庄内の場合、同じ組織体が農民運動・産組運動・実行組合・皇國農村体制に組みこまれてくる。村山の場合、運動体がいったん断絶したとき、残された農民がのりかえている。結局同じことだが、「農民運動は社会主義運動ではない」という視点からみると庄内のはうが典型的な「農民運動らしい農民運動」といえるだろう。

◎大川……宮城県とのつながりはどうか。

◎岩本……山形高と二高・東北大の運動とのつながりはある。宮城

の場合はシンボル的に運動がまとめられているが、山形の場合は庄内と村山のナショナリズムがある。

◎菅野（正）……山形の場合、小作争議の中心者がのちに県議会議員となつたり本間家とつながつたりしている。特に、昭和恐慌期の農村を考える場合、そうした人物が小作争議のエネルギーを国家に媒介していったことが重要な意味をもつ。

◎岩本……こういう人たちは合理主義者であり、「ソロバン」があけばやるという性格をもつていて。

◎細谷……農本主義者ではなく、もはや名望家でもない。

◎菅野（俊）……山田盛太郎氏が、大正末期の日農の成立の時期に、そこで初めて農村の階級的問題が提起されたと書いているがそれ以前は農民一揆ということになるのだろうか。

◎岩本……山田氏の資本主義論は、現実の日本資本主義の展開の中で破綻した。分解するだけが原書ではなく、古いものを残しておくるのも原書ではないのか。

◎菅野（俊）……後進性の問題であろうが、運動に火をつけるのはインテリゲンチャーであり、内側からでこない点がある。

◎菅野（正）……そうしたパターンが一般的なかどうかという点が、農村自治を問うとき重要な点となる。

◎大川……外からもち込まれた運動についた農民と、つかなかつたどちらか農民の、結局農村変動の主流をなしてゆくのかといふとが、農村自治の本質論につながる。

◎岩本……あらゆる動きを利用して構えているあたりが「政治的」ではないのか。

◎菅野（正）……沢内の集団移転の場合、内側のリーダーと農民はどう関係しているか。

◎佐藤（勉）……リーダーは上層農であり、規模拡大を期待している。

◎菅野（正）……農村の自治とはどういうことか。自分の生活に自律性をもつていれば自治なのかな。もつと政治的なことか。

◎菅野（正）……自治には、権力の側と農民の側からの二面が常にある。これが歴史段階的には異なつた現われ方をする。

◎細谷……地主が村を把握していた時期の方が国家の政策は直接入らない。他方大正末期以降耕作農民が力をつけ運動を展開するが、逆に国家に直接的に組みこまれてくる。何を自治というかにより異なるてくる。

◎岩本……自治は革新と直接的には結びつけられない。「農林自治」という言葉は戦前では右翼の専売特許であった。

◎菅野（俊）……今の自治を考える場合、主体性と権力、その対抗の問題がある。「ふるさとづくり」といつても誰が破壊したのかが問わなければならぬ。

◎大川……自治の実態を何でかこうのが問題である。その点で戦

前と戦後のかこい方が異なり、同じテーマを追求しながら混乱しているのが現状ではないか。

◎斎藤……戦後、村落共同体の残存、むらの解体、むらの見直しといった形で、戦前の「粹らしきもの」が問題とされてきた。また歴史的発想を飛びこして、政策論やそれを支える地域主義がでいる。それで私は農村コミュニティの「ビジョン」を問題としたが、現実の場面でみるとそれもなかなかでこないというのが現状である。

◎菅野（正）……コミュニティの範囲はどういうものが想定されているのか。

◎斎藤……普通は「学区」であるが実態としては部落である。

◎菅野（正）……コミュニティの場合は農民層分解を前提とした農村地域の資本主義的再編であり、「村見直し」の場合は資本主義そのものに農本主義的な面からチャレンジするという発想のちがいがあるのではないか。

◎斎藤……確かにコミュニティ論は都市との関わりで考えられてきたが、これが「村見直し論」と結びつく場合、発想自体が歴史的發展段階という立場をとらず、歴史貫通的なものを問題としている。

◎菅野（俊）……階級的に利害の異なるものをくるというのが「上から」のものであるが、そうすると「下から」のものとは一体何なのかが問題となる。

◎岩本……現実の農民は自治とかいう前にまず自分で物を作り食べてゆかねばならない。「自治」という言葉をいいだす農民はもはや農民ではない。農民自身の表現があるのではないか。

◎細谷……今の農村では食うだけでなく、それ以外の生活諸条件の

問題が、とりわけ生活機能を満足させた村が解体する中で出てきているのではない。

◎佐藤（勉）……農民は支配されつつ利用している。生産組織が成功している例は農民のソロバン計算があう場合だ。そしてリーダー問題がある。長い目でみればリーダーの利害が実現されるようになっている。主体的な人ががんばる構造があるようだ。

◎菅野（正）……構造改善事業でのいわゆる成功例は、それ以前から農民自身で計画化して逆に国を利用したものが多。

◎菅野（俊）……それは「うまくいった」というのではなく、県もそれがねらいではなかつたか。村に住んでいる農民の利害は相互にみな反する。構造改善にとびつきうまくやつていて階層もあるが、それのみを評価できない。労働力を売つてある階層もある。

これらをどうグループ化して自治を考えるかが問題である。

◎細谷……確かに階級・階層差を無視して、欺まん的にくろりとするのは問題であり、階級・階層差による諸生活条件のちがいを重視しなければならないということは大原則である。しかし今のが農村で問題なのは、それをふまえた上でなおかつ共通の地域問題が生じてることである。その点が自治体問題や農協問題として問われている。

◎菅野（俊）……自治という場合、どのグループひ足におくかをはつきりさせないと、県の「ふるさとづくり」にのることになる。

◎大川……階層差をこえた共通の問題への対応の必要性は行政側の方が強く感じているのではないか。

◎斎藤……集落再編成は行政投資の効率化のためである。しかし生産基盤の整備をやればやるほど、はみ出した労働力の消化が問題となるし、都市の人間と同様の生活問題がおこり、それへの対応

も必要となつてゐる。農村地域でそれらをやりつつ、うまく農民の地域社会として作り直すことは難しい。

◎菅野（正）……資本主義の発展にそくした行政サイドからの要求は明治以来常にあつた。他方農民サイドの要求もあり、それをうまくつみこんだところに農村自治があつたのではないか。

◎菅野（俊）……「村の見直し論」のまやかしを明らかにする事実認識としては賛成だが、それは自治とはいえない。村研としては農村自治とはどうあるべきかまで課題としているのではないか。

◎大川……農村自治をどうとらえるかという問題でまちまちなので、あるべき姿を統一するところまで行かないのが実情だと思う。

◎細谷……あるべき自治は農民自身が決めるのではないのか。地域生活の問題を明らかにすることが我々の仕事であろう。

宿題委員会報告

七月一五日、午前一〇時三〇分より、明治大学大学院第一会議室にて開催。出席委員・大川健嗣・柿崎稔・蓮見音彦・長谷川昭彦・似田貝香門・安原茂。とくに大川委員には東北地区研究会の内容報告を依頼し出席をお願いした。また、東敏雄運営委員は、当日午後に予定している運営委員会に出席できぬため、宿題委員会に参加された。当日の委員会で討議された内容は、概略つきのような諸点である。

一、各地区研究会の報告と課題の検討

関東地区（第三回）、東北・関西地区（それぞれ第一回）の研

究会の概要について長谷川・島崎委員（関東）大川委員（東北）および柿崎委員（関西）から報告された。これらの報告にもとづいて、共通課題「農村自治—史的展開と現状—」をめぐって委員の間で意見の交換がなされた。しかし、宿題委員会として統一的な見解を示すまでにはいたらなかつた。結論として、本年度は、前年度の課題であつた「村落生活の変化と現状—その主体的再編成をめぐつて—」の連続として「農村自治」の問題を自由に進め、次年度に向けて問題をしぼつてゆくことが考えられる、というのがほぼ共通した理解であつた。

二、共通課題の報告者の選定および大会報告・討議の進め方について

◎報告者の選定、予め事務局において、七月一〇日を〆切として報告者を募集していくのであるが、その結果にもとづいて検討した。応募者は五名でいずれも「自由報告」を希望しているものであつた。しかし、この五名とも、表題・要旨などからして、いずれも「農村自治」を対象としているものであつたため、本年度大会では、従来の自由・課題別の報告をなくして、共通課題に即した右の五人の応募者の報告を設定する案が採択された。なお、これら五人の報告の内容と、これまでの各地区の研究会の動向等を勘案して、さらに「農民運動」「地域農政ないし自治体農政」の立場からの報告があることが望ましい、という結論から、そうした視点からの報告者について交渉することにした。

◎大会報告・討議の進め方について、大会プログラムの最終決定は、次回運営委員会（九月九日を予定）で行なう予定であるが、宿題委員会としては、表題の件に關して以下のような原案を作成

し、運営委員会に諮ることにした。

(第一日目) 研究発表(五・六名)

(第二日目) (1) 各地区的研究会の報告・討論の要点紹介(宿題委員)

(2) 司会者団による討論の進め方についてのコメント

(3) 討論
以上が宿題委員会において協議された内容のあらましである。

(宿題委員・柿崎記)

運営・宿題合同委員会報告

一、開催期日 七月一五日午後一時三〇分より

二、開催場所 明治大学大学院第一会議室

三、出席委員 大川健嗣、柿崎京一、島崎稔、蓮見音彦、長谷川昭

彦、似田貝香門、安原茂

一、議題

(1) 大会報告者の決定について

宿題委員会から次のような原案が提出され、承認された。報告希望を希望している五名に、さらに一、二名を加える。報告希望者のテーマは、いずれも共通課題に即しているため、本年は、自由・課題別の枠を設定しない。各地区的研究会の報告・討論の要点紹介、を宿題委員に依頼する。

(2) 大会プログラムの最終決定のための合同委員会の開催について

て

この件については、九月九日(土)午後五時三〇分より、本郷学士会館・第七会議室で開催することに決定。

(3) 長期会費滞納者の処理および名簿の作成について(事務局提出議題)

すでに第二回大会の総会時に決定された、会費八年以上の滞納者の処理について、前年度事務局から本人に対して会員継続意志の有無について、数回に亘り確認の手続きをとっているが、その結果、現在までに意志表示された会員は、該当者四一名中二名に過ぎなかつた。残り三八名についての処理方法については、とくにこれまで村研で活躍された方については再度確認し、九月には既定の方針に従つて処理することに決定した。

右の会員の変更に加えて、会員の住所・所属変更さらに新入会員も増加したので大会時までに「新会員名簿」(現行の名簿は一九七六年一〇月作成)を作成することについて了承された。

(4) 大会開催地及び参加者の予約申込について(大会開催校委員提出議題)

似田貝委員より表題の件について次のような報告があり、了承された。

◎ 大会(十月二十五日・二十六日)開催地は、山梨県河口湖町船津三ノ段、地方職員共済組合富士保育所「富士桜荘」で行う。両日は全館借用する。

◎ 大会第一日の二十五日は朝から開始するので、参加者は、前日に宿泊されることを希望する。

◎ 会場が予約制であるため、参加の予約及び予約者については一泊につき一、〇〇〇円の予約金の納入を依頼する。

以上

西部地区研究会の案内

西部地区の「共通課題」に関する研究会は、左記の要領で行います。西部地区在住の会員に限らず、他地区の会員の方々も出席されるよう御案内いたします。

記

一、期日 九月九日午後一時半より

一、場所 九州大学教養部 第三会議室

一、報告者・テーマ

(1) 山本陽三「共同体でない共同体の共同体的対応

—下北半島川内町畠部部落の事例—」

(2) 中村正夫「近世天草における村落自治」
(宿題委・中村・山本)

会員納入のお願い

会費納入の実績は残念ながら良くありません。研究会活動の財政的基盤強化のため是非とも会費納入にご協力下さい。

るよう願っています。

◎郵便払込にて送金の場合は、

□座番号 東京八〇一二七
加入者氏名 村落社会研究会

会員名簿作成につき依頼

今回、新しく会員名簿を作成することになりました。現

行（一九七六年一〇月発行）の名簿をお確かめのうえ、所属機関・郵便番号・住所・電話番号等に変更のありました際には事務局まで御一報下さい。但し、七六年一〇月以降、

今回発行の「研究通信」の「会員動向」で既に訂正されているものについては、御通知の必要ありません。

左記の会員の住所が不明です。御存知の方がおられましたら、ご手数でも事務局へ御一報下さるよう願います。

（括弧内の「所属」は、七六年刊名簿による）

井上文夫（関西学院大学）・賀川隆行・鹿子木月子（東北大）・斎藤孝（日本三育短大）・小山統治（国学院大学）・服部民夫（アジア経済研究所）・水野浩一（京都大学東南アジア研究センター）・依光正哲（一橋大学）

以上八名



会員動向

〔新入会員〕

高橋正郎 農業技術研究所

114 北区西ヶ原二一一一七 農技研内
 (電)〇三一九一五一〇一六一(代)

高田滋 東京大学文学部

838 埼玉県与野市大戸六二〇 さつき荘

千葉美恵子 北海道大学文学部

062 札幌市豊平区美園三条二丁目 沢山荘

新妻二男 東北大學教育学部

985 宮城県多賀城市桜木三一一一六 天戸荘六

後藤一藏 987 宮城県遠田郡小牛田町牛飼字新田一八一

橋本和幸 和歌山大学教育学部

642 海南市日方九三〇 和大宿舎B一五一

〔住所・所属変更〕

安部恒雄 北海道大学

065 札幌市東区北十二条東五丁目二九

岩谷三郎 島根大学農学部

690 松江市浜及木町一一二七一一 陽光ビル四〇五
 (電)〇八五二一一六一三〇一五

金城一 雄902 沖縄県那覇市松川二六九
 (電)〇九八八一三四一一三〇五

孝本貢 明治大学
 166 杉並区高円寺北一一八一二二
 (電)〇三一三八六一二九三三

千葉修 農業総合研究所

184 小金井市貫井北町三一一二七一二七
 (電)〇四二三三一八四一七五七七

富永静枝 185 東村山市富士見町三一五二六
 (電)〇九二一五二一一五九〇八

内藤莞爾 274 船橋市薺円台四一二四 二宮住宅二一一〇三
 (電)〇四七四一六三一八九七七

中村芳彦 983 仙台市堤通雨宮町五一一〇 Kアパート二号
 (電)〇七五一一六二二一一六七一

古宮憲義 617 向日市寺戸町大牧一一一八九
 (電)〇九二一五六五一二六〇五

松岡昌則 980 松本市通晴612 京都市伏見区桃山養齊町三一三一
 (電)〇九二一五六五一二六〇五

松本通 983 山本陽三 (電)〇九二一五六五一二六〇五
 (電)〇二二二一五二一四六五三

田中幹夫 983 泉市南光台東二丁目十九一十二
 (電)〇二二二一五二一四六五三

〔新入会員〕

古川彰 京都大学農学部

567 大阪府茨木市水尾一一一四一九

笛谷春美 北海道大学

063 札幌市西区八軒九五 公宿六一〇一一二